

監獄雜誌

第七卷第一号

目 録

- 論説 (一 頁)
 - 明治廿九年の初刊
 - 監獄改良論(第五) 佐川 環
- 歐米監獄要録 (五 頁)
 - 小河滋次郎氏より内務大臣閣下へ上伸
 - 全上野田警保局長へ通信
 - 全上久米より警務事官への通信
 - 全上警政監獄学会への通信
- 特別寄書 (十七 頁)
 - 數件
- 雜錄 (二十四 頁)
 - 明治廿八年監獄重要記事
 - 新設阿水監獄力仕掛監獄構造
- 問答 (三十 頁)
 - 數十件
- 監獄教誨 (三十五 頁)
 - 石川縣監獄教誨施行方法 石川縣監獄教誨師某
 - 四人親戚の恩に感して改悔す 原 昭
- 監獄衛生 (三十九 頁)
 - 監獄内の肺病に就て
 - 在監人死亡及懲罰者比較表 愛媛縣監獄醫山崎某
- 雜報 (四十一 頁)
 - 數十件
- 寄書 (四十九 頁)
 - 數十件
- 法令 (五十六 頁)
 - 臺灣現行法令

警察監獄學會發兌

恭賀新正

明治廿九年一月

警察監獄學會

通集愛寄贊
金
信御讀書成
主
員任者家員
各
位

寄書規定左記の如く相定め次號より實行致度御繁忙の傍ら折角御執筆相願候玉稿に對し是等規定を設るは甚御迷惑なるへしと雖ども力めて御準據被下候は、幸甚不過之候拜具

警察監獄學會編輯部

寄書家各位

第一 監獄雜誌へ掲載の材料として

第一
暨獄雜誌に掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙、美濃紙の内を以一行(若くは二)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし

第二 質疑、應答の外は一

第三
表題、(地名署名)姓

第四
名は編輯部參考の爲め關外に御認め相成たし
質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとある

第五
毎月二十日前（十二月に特
に十五日前）本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上

○書籍豫約出版廣告

內務大臣 子爵野村靖閣下題辭
內務省警保局長小野田元熙君片文
內務省監獄課長法學士浦太師君片文
內務省警保局監獄課坪井直彥君
內務省警保局監獄課印南於菟吉君 合著

守看
服
務
要
綱

全
壹
冊

紙數六百頁餘、タロース綴金字入、洋裝美本
壓五寸幅三寸八分(携帶の小冊子)
豫め實費一部金二十八錢 假綴の分貳拾三錢
(但遞送料共)

著者は今日看守教習の方法一定せざるを慨き僅々二ヶ月の日子を以て容易に治獄の本領を會得せし難きを曉り著述したる者に以て題して看守服せ要綱と謂ふと雖も書記看守長監獄醫教誨師女監取繕押丁授業手等の職務に關する事項は發る限なく網羅し所謂學理と經驗とを融和したるものにして之れに依て専ら法規の運用を融活ならしめ遇因の要項を提げんことを主としたるものなりその第一編に看守の身分に就き心得べき事項を總述し第二編には對務の方法遇因の理術及び日常服務すべし實際に就きて詳論し第三編には必要な法律規則及同令等も摘抄し其對照便ならしめ記事は極めて明晰にしてまた文意平易一讀以て監獄事務の何たるを知り再讀以て治獄の運用

● 目次

◎緒言 ○犯罪の意義 刑罰の意義 刑罰の種類 刑罰の目的 監獄の目的

第 5 卷 第 1 期

第二章 服務と忠誠
去津の理由 上宮

● 列致

路の禁
家政
整理

● 第三

第四章 ◎ 盆塲禮式 ○ 禮式の種類 稱呼法

行刑の秘訣奥義を究ることを得意に一般監獄官吏の精讀すべき良著なりとす

若し夫れ本書の價値冊子の休戚如何等に至つては、
て歎厭の上讀者諸士の高詞に任すべく今日に在ては
唯左の目次に依て高察を仰ぐの外なし
明治二十九年一月 大日本監獄協會

豫約申込手續

一御申込は来る二月二十日迄にして御署員中の分は

主任者に定られ申込送金は總て該主任者に御撥當の
事○一申込所は大日本監獄協會○一製本は御申込の

順序に依り三月一日を發送の事○一送金は製本到着

の上速かに主任者に於て取纏め送金用箋

に其金額を明記し爲替券と同封に爲し大日本監獄協

會佐野傳宛
若宮町十番地
御發送の事○一送金爲替券は

振出の事○一貳拾部御申込の分は爲替料郵便税共當

方にて負擔の事○一主任者の手を經ず御申込の分は

前金に非されは發送不致事

● 目次

◎緒言 ○犯罪の意義
○監獄の目的

● 第一編 要旨 監獄の自由

第一章 看守の資格身分の資格 職務上の資格
第二章 服務規律 忠順勤勉 去律の理由 土宮

致 品 格 確 保 機 密 嚴 守 住 居 地 營 業 の 禁

●第三卷 賂の禁 家政齊理 賄賂の風習 賄賂の受受

第三章 ◎服装用具の僞用
◎金の種類
第四章 ◎禮式の種類
◎稱呼法

工場免役
帳簿工錢
外役因の選擇
復役監督注意
物品の整理
者の引渡
●第八章門衛
●第九章炊所浴場
食糧の給與入浴の方法
●第十章衛生病監
病監看守の職務
●第十一章教誨教育者
教育の方法書讀の看讀
●第十二章書信接見差入
●第十三章押送戒具の施用
費用第十四章拘置監○役告人の處遇方
●第十五章密室監禁死刑の執行方
●第三編非常事變○水火風災
逃走反獄
●關係法規類

工場の標準作業の勤務無定役因の作業
工場の官司業受負業○工塲看守の事務及
外役の業種第四節掃除夫の撰
第五節雜務看守勤務の種類
夜勤取扱帳簿の種類被監視者の押送在房
監房巡警監獄内外の巡警

門衛外人應對監門閉鎖
炊所看守の職務
炊所浴場炊夫の撰擇
衛生病監の注意看病夫の撰擇
衛生病監者の診察死亡者取扱方の立會
教誨教育者教誨の方法看守の立會
書讀の看讀
書信接見差入○書信的檢閱發贈付與
接見の方法差入品の施用盗車の押送押送
戒具の施用差入品の施用盗車の押送押送

拘置監○役告人の處遇方上訴保釋
密室監禁死刑の執行方
非常事變○水火風災逃走反獄



像肖氏子一ロク家長改獄監國李



S. Krome.

監獄雜誌第七卷第壹號

論 説

●明治廿九年の初刊

一陽遷新和氣萬然の間、茲に明治二十九年を迎ふ、而して學會の齡を重ねること已に八年、四千に近き傳母常に我左右を愛護するあり、豈至幸多望ならずや、我輩未だ幼稚なりと云ふと雖、此溢るゝが如き傳母の恩愛は瞬時も之れを忘るゝ能はず、如何にせば其厚志に酬ゆることを得ん、既往を追想し、思茲に至れば、報顔背に汗するのみ、幸ひ健康舊に倍し、餘勇山河を壓するの概あり、此精神を以て奇賢の筆を揮ひ、斯道の改良進歩を翼賛し、聊傳母の愛眷に背かざらんことを誓はんとす、

想ふに征清の一舉は社會万般の事業に影響し、特に交戦の間は少くとも其進歩を阻碍したるは識者の認知する所なり、我が監獄社會も亦其運命を俱にし好し其進歩は全く阻害せられざるも、少くとも其の進歩の豫期の如き速度を以てせざりしは余輩の悲む所なり、然り然るも尙は其間に於て尙は獄舎の改築を計畫し、乃至著手したるの地方あり、其の他全般に渉る事項にして一二の特書するに足るの成績を貽したるものあるは余輩の大に喜ぶ所なり、是れ畢竟當局者が銳意熱心、以て斯業に當りたるの誠意に因るに外ならず、余輩亦當局者の勞を多とする者なり、

今や社會万般の事業の勃興し、擴張し、及び改良せらるゝもの、一の戰勝の日本、膨張的日本てふ氣勢に因由せざるものなし、我が監獄も亦此の氣勢に應じ擴張せざるべからず、惟ふに監獄費國庫支辨の議は余輩の宿望なりと雖も、財政の計畫、今遽に之を實にするの便宜ならざるを悲む、然れども余輩は亦此議を以て過去の夢と消し去らしめざることを望む、監獄諸則の改定は數年前既に再びせられたる處なり、彼の刑法、刑事訴訟法の改定と相伴ふ、治獄の根法を確立する又急務とせざらんや、監獄を統一し、業務を整理し、之が監督を密にし、之が擴張改良を圖んには之を適應するの機械なかるべからず、特に中央に於ける機關の如き僅に警察の内に寄食するが如き者を以てす、其の適否豈に言ひ難からんや、余輩は大に其規模を宏大にし其機關を増大にするの機あらんとを望む、犯罪豫防事業に至りては今や尙ほ監獄事業の一部乃至其附屬事業と認識せらるゝに至らず、余輩又此點に於て有識者の大に留意せられんことを求めて已まざるものなり、其他監獄事業に關し余輩の今日まで希望を表白したるもの實に枚舉するに遑あらず、獄舎の改造は如何なる順序方法を以てすべき、司獄官の養成及其俸給増加は如何、監獄高等會議の新設、高等巡閱官の設置は如何皆是れ緊急重要な問題にして、一日も速に其遂行を期せざる可うらず、想ふに當局者已に成算あらん、我輩不敏と雖も其驥尾に附し之れを稱道鼓吹し、完全無缺の監獄を作爲し、日本獄制をして世界に覇たらしめんと欲す、吁前途多望ならずや、豈愉快ならずや、此機に於て敢て所感を記す、

●監獄改良論 第五

佐 川 環

○組織 第一

吾輩が前來號を逐て辨述せしは根本的改良に關する方針にして已下辨明する所は方針に繼ぐの組織なり然るに今夫れ根本的改良を實行するに於て何等の方面に向て第一着起手となすかと言ふに前號の末文已に發表したるか如く物的改良及人的改良の二種方面に向て所云根本的に改良を計んと欲するにあるのみ而て若し君手の前後順序を問はゞ甲を先にして乙を后にすると言ふか如く固定確執するにあらず唯須らく交互併進して暫くも停住凝滞する所なきを要すへきのみ

何をか物的改良と云ふ凡そ監獄てふ物体を構成する總ての物質即無機性体に対して改良を計ることは是れなり何をか人的改良と云ふ監獄的機關たる有機性体即總ての人物に對して改良を計ることは是れなり即ち監房の構造構内の風致病室炊事場醫務教務所教誨堂診察所及事務官の詰所等以上の物体は所云無機性体にして改良を加ふべき部分に屬せり次に有機性性を舉ぐれば監獄の元首たる典獄を始めとし各課長醫師教誨師書記看守長看守女監取締授業師等は是れなり

二種の性体は監獄を組織する要素にして苟も是れ微かりせば監獄てふ物体は未だ始めより成立せざるなり既往の事蹟を按するに吾政府は二種改良に着手し來り固より敢て怠慢なりと謂ふべからず獄舎を新築改作し官吏を淘汰撰擧する等過去十餘年間昔夢を打攪し陳述を銷盡して新々面目を開發したる者歴々觀るべきに乏しからず就中物的改良の如きは幕府の陳述を一通し去りて文明的獄舎の建設に準擬して以て著く舊態を變更したるものあり然れども吾輩を以て之を觀れば其改良を加はひられたる者今や既に陳腐に屬し復び改良を加ふべきの時機に切迫せり獨り吾輩のみ斯感あらんや苟も監獄改良論者と稱する者は皆蓋し同感ならんと信するなり

分房制度は未だ之れを實行すること能はず夫れ故に人的改良の一部に屬する所あるも無機性体甚だ不完備なるが爲めに監獄は依然として罪惡傳習の學校たることを免るゝことを得ず如何に紀律嚴正を要して檢

束法を勵行し貸借する所なきにもせよ事物の實際は淺近なる理屈を判すべからず紀律の行はるゝ白日の表面と檢束の行届く光明の方域には百害を除き千障を脱したる如き觀なきに非らずと雖もそは唯皮相の氣壓策たるに止るのみ纔に皮相の一面を補ふに足るも未だ必ずしも惡機の發生を止むるに足らず何ぞ況んや罪人の跡を絶つをや必竟するに當事者が自己勉強の花を上司に賣り職務精勵の光輝を局面に發揮するの風情たるに過ぎざるべし近來看守其人を得れば以て治獄の成績を善美ならしむるに足らん看守其人を得ざるべからずと異口同音甲唱乙和して喃喃たりと雖も吾輩は思ふ看守は則看守なり如何に看守其人を求むればとて士君子を以て充たすべからず幸にして相當なる人士を得るに至るも思ふ程の美果は勿るべしと

吾輩は切に思ふ價なき議論を喃喃せんより早く物的改良の緒を啓くことに銳意すること善美なる獄務を舉ぐるの方便なれと分房制は未だ必ずしも一言非難なき完全無缺の美巧方法なりとは斷言すべからざるにもせよ奈せん所云罪惡傳習の宿弊を除却し且改良的條件を施行するに於ては未だ是れより先なるはあらず故に吾邦各地の監獄を悉皆分房制度に變更するに至らざるも可及的分房制度を施行し得るの方針を執り斷乎として之れか實行に猶豫すべからざるなり

苟も吾輩が考案を實行するに於ては物的改良の第一着起手として獄舎改築を設計せざるべからず改築設計の事たる案頭の空論にあらず抑國家の經濟に關す然らば則財源は何れにか之を求めん吾輩は暫く世間の輿論に隨順し監獄費國庫支辨論に同意せんとす此要求を勵行するに非らざれば財源淺乏にして根本的改良を計るに由なし從來の成行に因循して貧弱なる地方經濟に依頼し苟且儉安以て年一年を経過するか如きは男兒の事に非ず然るに目今の形勢に任せ置かは何れの時か始めて此要求を果し得へきや吾輩は年月を経るに従て官民兩者の頭腦漸く冷却し他人之れを熱心に唱道せば却て煩はしく思惟するが如き成行に至らんこと怖るゝなり

組織の一面なる物的改良の第一着起手として獄舎改築の事を擧ぐる莫大なるの建築費を要するを以て貧弱なる地方經濟の力に堪へず監獄費國費支辨の要求を勵行すること最も急務なるを以て是れに關して吾輩左に一言を贅せん

吾輩は今其言ふ所を實行せんと欲する者にして高言放辯以て自ら快とするにあらず今夫れ帝國議會は已に開かれたり此機を利し吾輩同志相協力して之れを政府に要求し當期議會に對して監獄費國庫支辨案を交付し協賛を求められんことを建議せんと欲する者なり

(未完)

歐米監獄要録

◎小河滋次郎氏より内務大臣閣下へ上伸

肅啓陳ば時下

閣下益々御清榮御坐可被爲遊奉恭賀候借私義奉命渡航後の經過に就ては小野田警保局長まで報告申上候間自然高聽に達し候義に可有之以御蔭佛國始め到る處各國政府の厚遇を受け別して當獨乙國に於ては内務司

法兩省當該主務官吏の懇情に依り公私とも不尠便宜を得取調上渾へて非常の好都合にて仕合致し居り申候
佛國に於ける萬國監獄會議の狀況に付ては過般不取敢小野田警保局長まで概略報告致し置候通此度同會議
に對し我國より委員を特派相成候儀に付ては殊に佛國政府に於て非常の満足致し候模様には有之從て私共委
員に對ても諸事別格の取扱を施し候様相成と申候是等の事情は詳細會根公使に於ても確認致し被居候儀に
付或は同公使の御文通にて御承知に被爲在候儀と奉存候要するに此度の會議に於て各國派遣の委員をして
一般に我國の監獄事業に對し一層の注意を喚起せしめたと同時に此事業の意外に發達進歩しある實況を
ば確認せしめ候事實際に有之殊に開會第一の當日に於て日程第一に「日本に於ける監獄制度」と題し副會頭
ルツセル(元老議員)をして我國提出の書類に基き調査したる結果をは極めて周密丁寧に數時間を費して報
告の勞を取り尙は極めて痛快に稱賛致し呉れしめ候間非常に參列各員を感動せしめ候ものと相見へ爾來開
會中各所に催し有之候公私各種の宴會集會等の席上に於ける談話の材料殆んど我監獄制度に關する事項
にて持ち切り申候程の實況に有之到る處ろに於ても自ら肩身の廣さを覺へ非常の面目を施し候儀一に閣
下寵恩之餘光と感激の至りに奉存候尙は監獄會議の實況に就ては追て詳細復命可申上暫時御猶豫被成下度
奉願上候右會議終了後は暫らく當地に滞在致し都鄙各種の監獄の觀察を遂げ夫れより白耳義に參り同國に
於ても司法大臣始め主務官吏の特遇を受けブルツセル始め各地方の監獄懲役場教育場等關係各種の建物
を參觀致し監獄整理に關する各事項の調査を了し轉して當地に罷越し候次第に有之當地に於ける監獄制度の
義は兼て多少専修致候經驗も有之此度の機會に於て尙は親しく實地に就て十分の研究を相遂け度見込に有
之候處幸にして前顯拜陳致し候通り當局官吏スタルケ(我國に於ける行政制度の調査に付き功勞有之候へ
し人の由にて我が二等勳章を拜受致し居り申候)クロイ子(我國監獄事業之改良に就き間接に功勞あり歐洲

監獄社會に於ける最も知名の一人に有之)等より特別の懇情を受け取調上萬事非常の好都合を得右兩氏と
も相談の上當時は差向き先つ日々監獄に出入致し當該官吏全様の資格を以て何事も故障なく自由に實務の
研究に従事致し居り申候事少しく迂遠に似たる様には有之候得其實際研究の目的は身親しく帳簿之取扱も
致し自ら囚人に直接して檢束感化の任にも當り不申候ては相違し得られ申す間敷くと存候間幸ひ此便宜を
得候機會に於て身當地の監獄に吏僚たる覺悟を以て細大各種の任務に涉り十分研究を相遂け度見込に有
之目下折角右様の方法に依て精勵致し候次第に御座候然るに右研究の目的を相達し候には尙は多少の日子
を要し候義に有之種々熟考致候處何分御命令相受け居り候期限内にては右の方法に依り調査完了候義無覺
束尙又スタルケ、クロイ子等に於ても折角の好機可成今日之道行にて十分實際的の調査を相遂け候様厚意
を以て勸誘致し吳候次第も有之旁々以て國費御多端の際甚だ恐悚之至に奉存候へども前述の事情高察を仰
き尙暫時延期當地に於て取調之儀御聽屈被下成度只管奉懇願候右奉冒尊嚴候段恐懼之到り偏へに衷情御憐
察奉願上候

尙又私儀先般萬國會議へ參列の慶を以て私に對し佛國政府より勳章贈付候事に決定相成候趣昨日同國監獄
局長より通知有之身に餘さるの光榮を謹んで御禮申上候恐惶敬具

廿八年十一月廿八日

野村子爵閣下

伯林に於て 小河滋次郎

◎全上小野田警保局長へ通信

謹啓時下寒冷相加り候處閣下益々御清穆可被爲在奉敬賀候次に私事不相變瓦全罷在候間乍憚御省慮可被下

候先便申上候通り爾來引續諸事好都合にて取調上追々抄取り候様相覺へ仕合せ致し居り申候御承知被爲在候通り當國監獄の義は内務司法の兩省に分屬し内務省管轄の分はクロイ子氏之れか主管の局に當り司法省管轄の分はスタルケ翁之れか主任と爲り管轄の異なるに従ひ管理向の義も自から其筆法を異にし幾分か相拮抗して優劣を競ふ實況に有之此事情は兼て薄々承知致候處當地に參り親しく見聞するに従ひ益々想像の確實たるを認め候に付取調上の都合一時に兩方を調査候義は不得策と存し先ッ内務所轄の分より研究に着手するに決し即ち當時は先ッ専ら「モアビート」始め重に懲役監の管理事務調査中に有之此中はクロイ翁普國南部地方監獄巡閱の機會を以て同伴の承諾を受け前後二週間計り大小新古の數監獄を觀察致し本日伯林に歸着候普通獨行の觀察に異り警局名家巡閱の隨行にて一層研究上の利益を得申候右巡閱の實況に就ては追て御詳報可申上候へ共監督の周密なるは言ふを俟たず巡閱上不都合不正當に見認めたるの點は一々指摘して遠慮なく之れを訓諭し且つ之れか改良方法を教授し尙は監獄當局の責任者をして一々其希望する意見を吐露せしめたる上之れを取捨し其不可と認めたる點は懇々其不可なる理由を説明し其適當と認めたるものは圖書中に之を記入し歸任後之を大臣に復命して直ちに其裁定を仰き可成早く其意見を實行せしむる様取斗ふことになし巡閱の効果斯くてこそと健羨の至に候尙は又普國に於ては目下着々分房監獄を新築するの方針にて其方法凡そ三年度位の繼續事業にて間斷なく少くも一個所の監獄は常に新築工事に着手するの設計にて此方法を以て最近十年間に於て凡五個所の分房監獄を新築候との事に有之當時は「ライン」地方の「ゲースブルヒ」に申す處に新監獄を建築中に有之是れは來年十月迄には竣工の筈にて竣工の上は更らに又他に新築を起すへしとの事に有之此方法を以て今後十四五五年繼續せは全國に普及し大概新築を見るに至るへしとの事に御座候且つ當國に於ても成るべく建築費省略の目的を以て成るべく囚徒の力を利用するの方針

を取り居り申候此點に付ては監獄費國庫支辨の國柄丈けありて甲縣拘禁の囚徒を移して乙縣監獄の新築工事に使役するの便を得誠に都合よろしき事に御坐候我國に於ても將來果して盛んに監獄新築事業を起す様の機運にも相向ひ候はゞ例へば横濱監獄の新築の爲めに東京集治監に於て建築に従事せし繼續ある囚徒を移して之れを使役する等の便を利用候事費用節減の上最も必要の義と奉存候

前段開陳候通り以御座當地取調向の義も萬事好都合を得追々抄取り居り候義には有之候得共何分にも研究の範圍廣大にして關係亦多岐に涉り容易に研究を遂げ候事至難に有之且つ幸にも此度冬學期に於て大學教授ダンバッハ氏の監獄學の講義開講相成候に付兩三日中より參聽の見込に有之旁々以て今日の機會を以て當地に於て出來へき丈け十分の調査相盡し度く御多端中甚た恐悚の至りに奉存候へども私當地滞在之儀特別を以て來る廿九年三月以後尙は一年間丈け留學相叶ひ候様御高慮煩し度只管奉懇願候

右は御伺旁々願用迄申上度乍末筆國家の爲め御自重專要に奉存候勿々敬具

十月三十一日

小野田警保局長閣下

伯林にて 小河 滋 二 郎

◎全上

謹啓陳者時下

閣下益御清穩可被爲遊奉敬賀候次に私儀不相換瓦全兼々拜陳致し置候通りの方法を以て引續き研究罷在候

關乍憚御省慮可被成下候

條件付裁判の利害は當國に於ても久しく精査を遂げ居り候由に候處愈々之を斷行するに決定致し先づ之れか手始めにして去月下旬一の勅令の發布を見るに至り申候此勅令に依れば皇帝の特赦權内に於て司法大臣に委託して裁判々決の刑罰執行を一年迄延期するを得せしめ若し此猶豫期限内に於て行狀方正改悛の狀相顯れ候得は特赦を言渡の趣向に有之而して此勅令の恩恵に浴するを得る者は當分の内十八歳以下の幼年者にして初犯且ツ六ヶ月の短期内に限定することに御座候右は彼の所謂條件付裁判なるものとは全く其形を異に致し居り候得共其精神に至つては全く相同しく此成蹟の如何に由り追々其範圍を擴張致すべき見込に有之候由此中スタルケ氏の説明に依り委細詳悉仕候

尙又私義先般萬國會議へ參列の廉を以て佛國政府より私に對し勳章贈付の事に決定相成候由にて一兩日前右の趣同國監獄局長より通知有之光榮の至り厚恩奉感謝候右は時候御伺旁申上度乍末筆國家御自重專要に奉存候教具

十一月廿八日

在伯林

小河 滋 二 郎

小野 田 警 保 局 長 閣 下

◎全上久米内務參事官へ通信

拜啓時下益々御安靜奉大賀候次に野生事渡航以來至極瓦全一度も藥用致し候こと無之同航の友人などに對

し大に健康を誇り居り候處多少油斷の結果、五六日來、スコシ念入りの風を引き込み餘儀なく籠城致し候ことに相成り昨今は大分、快氣に向ひ候へども尙ほ外出を嚴禁せられ居り候段閉口の至り病症は多分「インフルエンザ」らしく時候不順の爲め歟目下當地に於て該病氣非常の流行を極め居り申候議會開會、内相辭任、社會黨橫梁、アルメニヤ事件に關する列國殊に英露の關係等にて當地新聞も此頃大分、賑やかに有之お蔭で極東問題に就ては此數旬來の紙上、殆んど一の聴く所無之御國泰平無事の象を夢見て鼓腹致し居り候ことコゝ等が先づ留學生の一徳に可有之候

大學に於ける監獄學講義の義に就ては先便一寸御報道申上げ置き候様相覺へ或は重複に渉るやも難計候へども其後毎回、傍聴に出懸け居り候處格別是れと申ふして感服するほどのことも無之先づ監獄學通論とも申ふすべき唯だ事の大体に止まり候こと故専門家の耳には甚だハガユク感じ申候但し此講義の蔭で是れまで世に知れ渡らざりし監獄に關する古書類の題目をば相覺へ申候講義者はダンバッハと申する刑法刑事訴訟法等受持の教授に有之年齡既に七十に近く辯説に於ては教授中、一二を爭ふ達者の老翁のことに候間、監獄學講義の際にも參講者甚だ多くさしも大學第一の大講堂も立錫の餘地なきまでに込み合ひ申候こと健羨の至りに有之監獄思想の普及は斯の如くにして始めて其目的を達し得べしと被存候右ダンバッハ教授は監獄學講義をなす程の人に候間其の刑法訴訟法等の講義に於ても監獄のれ引き合ひに出ること甚だ多く法理的治獄、治獄的法理、換言すれば理論の側面より觀察する監獄の改良説及び實際の側面より歸納する法理の適否論、更らに他語を以て之を言へば理論と實際の調劑配合頗る妙言々生色あり句々活色を有し他人は知らず小生の爲めには無上の利益を與へ候様相覺へ申候我が大學に於ても先年穂積富井等の先輩、專ばら此方針に由て講義せられたる結果我が監獄事業改良の上に對し冥々の間に於て如何に絶大なる効益を與

へたるやは有識者の確認する所に有之鬼に角別して此の事業の幼稚なる時代に在つては監獄と學者殊に大學教授等との關係連絡は最も親密ならしめ度きものに有之時々學生を引率して監獄旅行をせらるゝなを彼我の爲め最も參考の便益不尠義と被存候當地に於ても監獄は到る處、好んで法學生の爲めに其の門戸を開らき刑事研究の資に供給致し申候御承知の有名なる刑法學者「リスト」氏は先き頃、一の意見を公けにして曰く我が政府は近世改良の獄制主義に由り極力、改良を施しつゝあること事實にして且つ之れが第一の手段として若々監獄の改築若くは新營に銳意なること予輩の深く同情を表する所なりと雖ども若し予輩をして何れの監獄をば最も先きに改築若くは新營すべきかとの問ひに答辯するを得せしめば予輩は刑法の改良進歩、即ち監獄事業の適切な改良進歩の爲め先づ各大學所在地の監獄より之れに着手せんことを希望に堪へざるなり何を以てか之を言ふ曰く刑法と監獄とは互ひに相俟つて改良進歩するが如く刑法の研究上、一日も監獄に參考する所なくんばあるべからず監獄の刑法學者に於ける猶ほ「ラボラトリウム」の有形學者に於けるが如く活物的研究に由るに非ざれば到底斯學根原的の發達を望むべきに非らず斯學の發達せざるは則ち監獄の改良せざるなり云云監獄をして刑法學者の「ラボラトリウム」たらしめんなどは少くしく手前勝手過ぎる論法とは存せられ候得とも學者の意氣込みとしては當さに斯くの如くなるべく監獄を學者と結び付けしむるの必要あるに至つても亦た當さに斯くの如くなるべし斯くの如くにして亦た監獄官吏をして一日も其境遇を以て桃花流水の別天地視して高枕安眠せしむること能はざるなりと存候

伯林監獄を見て何處もかも斯くまで整頓したる監獄のみなりと思ふべからずとは當地着早々クロイ子爵の予に告げたる所の警語なり此の警語をくとも予は固より斯くあるべく斯くあるべからずとは先刻すでに承知する所ありしが疊きに翁の地方監獄の巡閱に隨ふて親しく南部地方大小各種の數監獄を觀察するに及

び成る程、翁が冒頭一番、先づ予に警語を與へ呉れたることの偶然ならざるを感悟せり。善きものは固より善く、中には伯林監獄にも遙かに優さる（構造上）完整の監獄（新築）もありと雖も惡しきものは飽くまで惡しく世に所謂妖魔殿も斯くやあらんと思はるゝものさへなきにあらず唯だ感心なるは到る所如何なる小監獄にても其の構造の堅牢なるは驚くの外なく囚徒の内部より逃走することの容易ならぬ丈け其れ丈け外部より改良の聲の通すること至難なるものと相見へ申候吏員の人物は兎も角、なにもかも節約々々と云ふ處より無暗みに吏員の數を節減致し候こと最も著るしき弊源に可有之割合に少數なるの吏員も亦た構造の堅牢なるに安んじ外から思ふほどに勤務も劇甚ならず「旦那れ巡回です」と囚徒から聲をかけられて急に眼を張り剣を握るなどの奇談もコ、ラ邊りに随分、其の例乏しからず、雜居工場又は監房の不規律は言語同斷（佛國の各監獄に於て見る所略ぼ同じ）一日。或る分房監獄巡視の際、滿身刺文したる囚徒あるに會し翁、之れに對し何れの監獄に於て刺文したるかど詰問せしに（何れの監獄云々との問ひをかくること我々の耳には頗る奇なり是を以ても刺文の監獄に於ける常事たること知るべきなり）囚徒は此の一半はブレツエンゼー（伯林に於ける司法省所轄の大監獄にして分房雜居の折衷なり）に於てし一半は某の雜居監獄に於て刺文せりと刺文の法、我國の刺繡に比すれば幾分か短簡なりと雖も然かも之を監獄内に犯すに至ては我々の想像にも及ばざる處、以て其戒誡の周到ならざるを記するに足る吏員の寡小、是れ當局者の最も苦心する所なりと雖も増加の目的を達せんことは到底困難に可有之後悔先きに立たず冗員陶汰固より切望する所に候へども餘まり節約熱に浮かされね様、前きに佛國に感じ今また獨逸に悟り申候間此に復述仕候

クロイ子爵巡閱の實況を見て巡閱、斯くあるべしとツク／＼感じ入り申候是等の實況は口頭にて委細拜陳

致し候方、興味多かるべしと存候間差控へ申候病後の執筆、前後錯雜御判讀下され度候乍末筆時下御自愛
 專要に奉存候敬具

十二月五日

久米尊師臺侍史

岳洋生

◎全上警察監獄學會への通信

前略此頃は何れへも御無音勝ちにて申譯無之まことに相濟さざることに存候へども時間の乏しきには閉口
 致し居り申候日本と西洋と時間に長短は無い筈と仰せられ候ては一言も無之候へど實際ドーモ西洋に於け
 る時間は非常に短かい様に相感じ申候日中は監獄と學校の懸け持ちにて寸暇無之、訪問、招宴、集會、讀
 書、筆録等夜分の課業も亦た相應に澤山にて綽々有餘地と英雄を氣取り度きは山々に候へども屹々として
 奔走に疲かれ候身には喰ふと眠むるより外には何んの慾望も無之御情察被下度候

十月刊行の監獄雜誌拜見仕候給與工錢云々と題する一篇の論說、執筆者の誰れたるは相換はらず匿名にて
 相分らず遺憾の至りに候へども旨義徹底、行文亦た明快、多少鄙見と相容れざる處は格別として兎に角、
 近來の誌上、稀れに見る所の高論と熟讀致し候其他の論說雜報、何れも比較的價直多き様に有之益々御改
 頁に熱心なる實効相顯はれ候様に拜見致し斯道の爲め大慶に存候監獄雜誌を始め協會雜誌獄事叢書等、何
 れも接手するに隨ひ毎時其要點をば翻譯してクロイ子氏等の閱覽に供し居り申候處至極好評に御坐候我國
 獄事進歩の状況も追ひ／＼當地有識者の間に確認せられ體格相成り何寄りのことに御坐候過般クロイ子翁
 の紹介にて内務大臣始め内務省重立ちたる役人諸氏に面會仕候別して大臣(四五日前辭職せり)とは我國の

獄事に關し種々懇談致し申候其節我國にては獄事改良の一着手として司獄官の撰擇並に養成に最も力を盡
 くす所ありと申述べ候處是れなる哉是れなる哉善き所に眼を著けられたりと非常に感嘆致し申候當國にて
 も監獄に關する學問、建築其他外部器械的裝置の完整進歩致し居候割合には當局官吏の智識技能、存外に
 低度に在るを免かれざるの實況に有之往々猶に小判たる憾も少からず當局者も目下、此邊に就て最も苦心
 焦慮致し居り候模様は御坐候

御承知の通り當普國の監獄は内務司法の兩省に分轄致し居り内務所轄の分は地方廳に直隸、恰かも我が舊
 官制の如く第二部長とも申すべき書記官分掌の下に之を管理せしめ司法所轄の分は裁判所に直隸、判事又
 は檢事をして之が直接監督の局に當らしむ然るに此判檢事又は書記官先生なる所の者、兎角に監獄の知
 識に乏しく監獄は牢屋にして懲役を繋いで置く所なり位の事より外(まさかソレ程にてなかるべけれど)承
 知致し居らざることに候間其所謂、監獄なるもの儀式的に非ざれば則ち正鵠を失し放擲にあらざれば則
 ち干涉に流れ特リ監督の實効なきのみならず動もすれば輒ち獄事真正の改良進歩を阻害するの弊あるを免
 かれず此實況は夙に當局者の看破する所に有之如何にもして此弊を矯正せんとは殊にクロイ子翁等の苦心
 せられ居り候由に承知致し候處愈々此程、之れが矯正策實行の第一手段として近日當伯林に當該書記官及
 び判檢事を召集して獄務講習所ども申すべきものを開設するの訓令を發布することに相成り申候此講習所
 の組織は一半を學術の研究とあし一半を實務の訓練となす次第に有之學術の方はクロイ子及びスタルケの
 二氏之を受持ち實務の方はモアビート及びブレッツェンゼー兩監獄の典獄にて之を分擔すべく政府の監獄
 改良に關する方針なぞも時々此講習の場合に於て訓示せらるべき筈に御座候開期の義は來る一月三日に有
 之期限は最初當局者の見込みにては少くも二ヶ月間位の考案に候へし由の處何分責任ある高等官吏をば長

く留め置く譯にも参り兼ね候事情有之終に三週間に短縮せられ申候其代はり早晚より始まり初更に終はる毎日凡そ十時間餘、時として又開房夜警等の實況をも參觀せしむべく召集員の困憊、左こそと今より思ひ遣られ申候小生も幸にして召集員と同じく臨席講修をなすの許可を得申候間此得難きの好機、一層多く参考の益を得可申と歡び居申候追て實況御報道可申上、右は全くクロー子爵の發案に出で候もの、由に聞き及び候

昨日はモアビト監獄に於て看守長一人看守二人勳章を授與せられ申候何れも二十年以上勤続の者に候「アビート」には看守長二人あり首坐看守長は看守長としての在職期限すでに十八年間に及び候由に有之クロー子爵などは非常に其人物を稱揚いたし居られ申候適當の人物……看守長としての在職期限十八年……能く其位地に安んじて能く其職務に精勵す他、亦た以て類推すべし、漫に其位置の鞏固ならざるを嘆く勿れ自ら顧みて誠心、果して終身此の事業に身を任かせんどの覺悟ある者、果して幾何かある、此語、若し記者足下によて我が監獄當局の諸氏に告ぐるを得ば本懐の至りに候云々後略

十二月十二日

學會記者足下

伯林に於て 岳 洋 生



特別寄書

臺灣島の治獄者は如何

南筑邊偶生

今や臺灣島の賊勦は全く鎮定に歸したり渺茫たる南洋の邊陲 皇化正さに沿ねからんとす而して此地に布施すべき諸般の制度は實に千百にして足らざるなり夫れ然り而るに余輩は該島に於ける行政事務の一部たる治獄上の關係は司獄社會の義務として否寧ろ職責として之を講究するは有益なる重要な問題なりと信じて敢て貴重紙上に汚さんと欲す

凡う事物の創設は創設の當時に在て當局者たるもの先づ全般の利害得失を計較し斷乎たる見識を以て調理經營せざるべからず若し慎重なる成算なく疎漏輕舉依頼心を以て實効を收めんとするは實に其企望を空にするのみならず或は延て積弊を遺すに至るべし豈戒めざるべけん哉去れば該島に於る我監獄事業の如きも他百般の制度と共に施政の緒に就かんとするに當り此に欠くべからざる必要の原素を具備せざるべからず何をか之れが關鍵たるべき乎即ち専ら斯

の道の老練者大手腕家を撰擇し舉て以て料理運行せしめ其基本たるべき基礎を確立するを眞に百年の長計と爲す基礎鞏固ならず規模確立せず所謂優柔不斷の間に在て荏苒他日を待たば遺算なく圓滿なる發達と秩序的進歩は得て望むべきにあらざるなり然るを聞く處に依れば同島現今の治獄者は臺灣總督府雇員にして先に内地に於て募集せられたる警察官をして警務の傍ら之を兼掌せしむる趣なり果して此報道が事實なりとせば予輩は諸君と共に同島前途の爲め之を惜むと同時に當局者は如何なる成案を以て事此に出でしやを怪まざるを得ず本來監獄の事たる多年經驗に富みたる先覺者ども雖も猶且つ管理上の困難を感じたる以上は經驗なきもの、局に當るも争てか深遠なる獄務の皮相だに思ひ到らんや併しあがら同島大体上の組織に於て未だ確的に制定せられず鎮定勿々之れか内面の一面面に付き言を爲さば或は夫れ大早計の講りあるや測るべからずと雖も之を要するに監獄の事たる國家あれば必ず之に伴隨し國家の生存上到底相離るべからざる關係を有するを以て彼地に於ける獄制の事を言ふも蓋し大早計にあらざるを信す

余輩が觀察を以てせば昨今諸般の制度上より若くは國制の上より無謀にも獨り監獄事業をして超然急進せしめよとは絶叫せされ共現在獄務の事業は世運の進歩に後れ先鞭を譲りつゝあるは掩ふへからざる事實なるを以て警察官の手より之を殺し斷して獨立せしめざるべからざるの必要を感じ固より獨立せしめたる以上は從て幾分の費途を要すへきと思ふに決して遂行し能はさるることにあらざるへし故に國費の許すへき限りは内地司獄官中より幾多の經驗、老練、堪能、有望、學識あるものを拔擢し先づ之を民政廳下に派遣し未開草莽の實地に研究せしめ風土人情に應じて着々經營せしめば即ち他日美果を得へき善其の種子を播くもの也將た基礎を確立するものなり偶實行の中途に於て多少の蹉跎ありとするも之を現今の警察官複業主義に比せば之に勝るや萬々なり殊に早晚整理進歩の曉に到らは勢ひ各地樞要の都市村莊に幾多の器械を増設し之れか機關は内地に需めざるべからざるを以て此時に方りては彼等は忽ち風俗の指導者となり土語の教官となり後進者を率ひて大に發達を助成するや更に疑なきなり之を以て刻下の急務は主として播種の方法を斷行するの機會にし

て一日を遷延せば百日の憾あり機失ふへからず機失ふへからず
噫斯の道の爲め同島百年の策を講ずるもの何ぞ眼光を南洋滄浪の裡に注かざるや既に前提に述べたるか如く事業の創設は其初に在て最も注意を要すべきに空しく他の複務に放任したるは眞に事物の利害得失を計較し秩序的進歩の段階を得たるものと謂ふを得へきや予輩は窃に其施設措置の細等に醒寢たるを嘆せずんばあらざるなり若も今にして斷乎たる處決なく敏活なる行動なくんば此の一大新天地にも亦我監獄事業の遅々として他の制度と並び立つを得ざるの不幸に陥るへし豈遺憾ならずや然れども既往は追ふべからず故に現今の方針を刷新し速に南進播種の英斷を實行せられんこと切に企望して止まざるをく然らすんは遂に同島治獄のことを奈何せん

● 刑法改正の審査成ると聞て

在静岡 平田嘉兵衛

國に刑罰制度の説けあるは國家の生存條件に危害を加へんとするものを淘汰する方法なり、社會の良民間に隱然勢力を逞ふし將さに國法の前に凱歌を奏せ

んとしつゝある罪犯の暴舉を目撃しなから尙ほも正義賠償の觀念に制せられて其爲すか儘に放任し飽迄罪刑の權衡を保たんとするか如きは抑も亦迂愚の極ならずや

現行刑法は所謂正義賠償の觀念に基きたるものなるを以て罪刑の權衡を維持するを以て其要義と爲せり、然れども正義賠償主義の法理に適はざるは業既に現時刑法學者の漸く認むる所と爲り其事實に迂遠なるを證明するに至れり、此れ蓋し刑罰制度は國家の生存條件を維持するものなるに之を破壊せんとする狀況に陥るか如き事實の發生するは刑罰の原理に背馳するものたればなり、而して從來學者輩か此の原理を誤り莫々たる因果論に眩惑せられ以て事實の結果と矛盾する實況に遭遇したるは一に刑法の研究は主として刑事の犯人を國法に擬する迄の法理を研究するに汲々として之を實地に施行して刑罰の効果と刑法の制裁とか如何なる關係を有し如何なる結果を呈したるかを研鑽攻究する者、換言すれば監獄制度をも刑罰法の所領として研究したる者の實に少なきに因らすんはあらざるなり、然れども時勢の必要は學者の研究を促すや切なり遂に學者の或る部分をし

て大に此の問題を研鑽攻究せしめ以て刑罰の原理を闡明せしめたり、岡田法學士刑法論參看、國家の刑罰制度も此れより漸く面目を一新せんか所謂刑法改正審査なるものは正當なる刑罰の原理を認め根基より刑罰制度を刷新せんと企てたるものなるか、或は法文の缺漏を補ひ論理の矛盾を正し章節の布置を易へ以て法典の体裁を正したるに過ぎざるものあるか、余輩之を知る能はずと雖も惟ふに前年政府の提案として議會に現はれたるものと大同小異なるものならんか、果て然は我國法者は未だ正義賠償の觀念に懸々として罪刑の權衡を重んじ以て罪犯の跋扈を制するの勇氣なきものと謂はざるを得ず、即ち刑罰の制度は國家の生存條件に危害を加へんとする限りは罪犯を淘汰するに寸毫の仮借を許さずどの原理を認めざるものと云はざるを得ず、良民を保護せんか爲めの刑罰は其保護の版圖と同面積の罪犯を淘汰せざるへからざる筈なるに其害毒の流るゝを見て尙ほも罪刑其權衡を失すとの空理に馳せ敢て袖手傍觀するか如きは洵に良民に薄ふして反て德罪犯に及ぶものと云ふ非乎
然りと雖も我賢明なる立法者何ぞ斯る道理を忘却す

るの理あらんや必ずや、相當の調査を遂げ國民に満足と與るの成算なかるへからず、而して之れか調査をして毫も遺憾なからしむるには行刑の局に當る司獄官をして充分其任に當らしめざるへからず、乃ち司獄官は現行刑法施行以來今日に致る迄如何に刑罰の効果か罪犯を陶汰するに力ありしや否可及的事實の例証を統計し主觀的に刑罰の効果調査するの職責を有す、近年再犯者の増加は主として刑罰不當の事實なるを發見して之を喋々するの學者輩出せりと雖も進んで右等の調査を遂行したるには一層驚くべき事實を發見するや必せり、再三再四の窃盜犯者か加重して二三年の禁錮に處せらるゝも折指一番放免期の切迫すると同時に放還後の惡計既に熟し進んで一層の害惡を實行するの例は敢て奇しとせず、彼をして曰はしめなば惡事の計謀は官費なるも實行は自辨たらざるへからずと苦笑しつらん、而して行刑の局に當る獄吏も亦彼れか放免時の後姿を指して曰く本月中には必ず來りつらん因名簿も再用すへしと嗚呼此何等の状態をや、余輩は之を目する毎に未だ會て痛歎せずんばあらず、國家立法の局に當るもの深く鑑みる所莫ふして可ならん乎

●監獄參觀に就て

如尊居士

監獄は自由刑を執行し及び刑事被告人を拘禁する所なるを以て妄に參觀を許すべきものにあらざる雖も罪囚を懲戒鑑戒し遷善改悟に赴かしめ出獄後自活の途を得せしむるにあらざれば刑罰の目的を達したりと云ふ能はずされば監獄に於る懲戒及び教誨を加ふるのみならず出獄後生計の困難なる者に對しては相當の業を授くるの必要あり此に於てや各地方に出獄人保護會社の設けあり抑も保護會社なるものは素と慈善的に出でたるもの

なるを以て監獄官吏及び教誨師を始め世の慈善家紳士等より出指して多少の金額を醴集し以て保護會社を設立するに至れり其れ此の如く内外よりして力を盡さざれば犯罪人を減少すると甚だ難しされば其社員の如きは監獄事業に對しても少からざる關係あるを以て監獄の參觀を請ふに何等の妨げなかるべしと雖も右等の關係なき人民に對しては參觀を許すべきものにあらざるか

我監獄則に於ては府縣會議員に對し其府縣所轄の監獄を巡見するとを得と規定したる外別に明文なし然れども去る明治廿三年三月中警視總監より内務大臣へ伺指令あり左の如し

一般の官吏其他府縣會議員獄事に關する會社員新聞記者宗教者代言人等業務上參考の爲め監獄内一覽を請ふ者あるときは許可致し可然哉云々の伺に對し内務大臣は參觀を請ふの必要ありと認むる者にして管理上參觀を許すも妨げなきとに限り其都度許可するを得る義と心得べしとの指令を與へたり

其後明治廿七年五月中警保局長より左の如き通知あり「從來外人にして監獄の參觀を請ふも許可の標準無之より自然區々に相成不都合に候處文武官辨護士

大學教師代議士宣教師醫士學位を有する者及び監獄協會員の如き身分職業上監獄に關係を有する者等は管理上妨げなしと認められたる時に限り許可相成可然義に有之候條依命此段及通牒候
又同年十一月の通牒に曰く本年五月監獄觀覽の件及通牒候處右文中單に外人とあるを以て或は監獄外のものは總て包含せらるゝものとの解釋を爲し内國人も之に依て取扱はるゝ向も有之候哉に聞及候處右通牒は外國人に限るものにして其内國人に對しては明治廿三年三月八日警視廳伺に對する指令を添へ及通牒候例に有之候條爲念此段及通牒候也

右同指令及通牒に依り内外國人に對する監獄參觀許可の方針を窺ふに足る然るに或る地方に於て先頃中多額納稅者に監獄參觀を許したるを非難せし新聞あり其論旨は監獄を動物園視して參觀せしめたるにあらざるか多額納稅者に監獄を見せて何の甲斐ありしかと妄評せしに過ぎざれば敢て論ずるに足らずと雖も或る論者は曰く内國人に對する參觀の件につき内務大臣の指令は警視廳伺出の文中に所謂一般の官吏其他府縣會議員獄事に關する會社員新聞記者宗教者代言人等業務上參考の爲め參觀を請ふ者に限り許可

するを得と云ふ趣意なるべし故に其列記せし以外の者に對しては參觀を許すを得ざるべしと云ふ然れども余は論者の説に同意を表する能はず何となれば該指令に參觀を請ふの必要ありと認むるものにして管理上參觀を許すも妨げなきとに限り其都度許可するを得る義と心得べしと記し參觀を請ふ者に制限を付せざりしは大に意味あるものならん蓋し參觀を請ふ者及其願出は種々異なるとあるを以て其參觀を請ふの必要ありや否の判定をば監獄署長に一任せられたるものと明なり

看よ警保局長第二回の通牒は主として外人の文字に對する解釋を與へたるものなりと雖も内國人に在ては外國人の如く制限を付するに及ばざるを以て警視廳の伺に對する(廣義の)指令に依り參觀を請ふの必要ありと認むる者にして管理上妨げなきときは其時々許可するを得せしめ内外国人に對する取扱を異ならしめたるに外ならず果して然りとせば内國人に在ては何人と雖も必要あるときは參觀を請ふを得べし殊に多額納税者の如きは貴族院議員たるの資格を有するものなれば工業家其他事業上參考の爲め監獄を參觀せんと請ふ者ありて管理上妨げなきときは之

を許すも聊か差支なく管に差支なきのみならず是等上流の紳士の請ひに對し監獄を一覽せしも監獄事業の至難なることを説き而して犯罪人を減少せんと欲せは出獄人保護會社の必要なることを感せしめ其設立及び加入等慈善的の事業を勸むるは監獄官吏の當に勉むべき職分なりと信す以上記して以て識者に質す

●監獄の事業は最近一兩年に於て退歩しつつあるにあらざるか

余の監獄に従事する僅かに三五年素より其興味真相を知るに非ずと雖も明治廿二年に於ける監獄則の改正あり亞て監獄及練習所の特設あり理論實際共に當時に於て監獄事業に一大革新を現出したるは何人も疑はざる處而して廿四五年の當時と最近一兩年の實況を相對比せば監獄の事獨り理想上のみならず實際に於ても亦大に退歩萎縮しつつあるの感あるは余をして轉感慨づく能はざらしめたり

最近一兩年に於て監獄事業の萎縮退歩したりと云は、彼れは日清戰爭軍國多事なりしを知らざるか國家存亡の秋に當て何ぞ區々たる監獄の事顧みるの迫あらんやと然れども余は今日の日本帝國は制度完備の

帝國にして東洋の模範先進者たるを確信するもの一朝外に干戈を交ゆる事ありとも爲めに内政各般の機關運轉を停止し暗黒社會たるの幼稚なる帝國にも人民にもあらざるなり我國は東洋文明國として已に列國に對し看板を掲け列國亦之れを認諾す言を軍國の事に托し一時の安を偷ひ豈識者の本志にあらざるへし故に監獄の事業の退歩は其原因這般の戰爭には毫も關係なしと謂はんと欲す而して其因たる明に他に在て存すを知る然れ共余は暫く其分柝を爲さるへし請ふ諸君よ之か明言を責問する勿れ

既往の事謂ふも詮なし余は本年の初めに於て余の抱負を陳述し斯道先輩者の教を乞はんとす

既に屢々帝國議會にも現れし演説に新聞に一時政界の問題たりし監獄費國庫支辨は今や全く放棄せられ埋没せられて其聲だに聞くことなし乍去余を以て之を見る時は國庫支辨の必要や急々急中の急なるを信す第九議會に提出せられたる法案を見よ從來地方税たりしものゝ中最も巨額を占めたる營業税の如きも國庫財源に移さんどせり若し此等の法案兩院を通過し實施の曉となれば財源は國庫に汲收せらるゝも地方の事業は依然として猶減するものに非ず必ず附

加其他何れかの名稱の下に必要なの租税は徴收せられさるへからず而して之と全時に地方の負擔著しく増加し直接間接に地方行政に影響を及す事甚だしく殊に監獄費の如きは業已に比較的冷遇を受けつつある者將來尙は一層困難を生ずべきは識者の考を要せざる處從て事業の如きは改善は勿論望むべくもあらざるのみならず舊位をも維持する能はざるの窮域に沈淪不具の機關と化し了せん此時に當て當治者を責むるも糧食彈藥を絶て戦捷を出征軍に望むと一班到底得へからざるとなりとす政府若し日本の獄制をして進歩改良し條約の結果歐米各國人をして日本帝國の行刑に満足せしめんとせば性質上國庫の負擔たるへき監獄費を國庫の支辨に移し一方には地方負擔を輕減し一方に於ては事業の發達を企圖せざるべからず是れ一に監獄の利益なるのみならず民力休養の一良策にして寸時も忽諾に付すべからざるなりとす次に余の希望にて止まざる者は地方長官に於て監獄事業にも他行政機關と全一々腦髓を分たれんと是なり素より事務の性質として緩急の調理は長官其人の掌權に屬すべしと雖も當治者に於て熱心經營したるものゝ如きは沈思熟考沿革の不良なるか爲に感情的

判斷をなす豫算の如きも經常費の外は他の殘餘あるに非されは之を傾與せざる等の事からしむるは勿論必要の場合に於ては充分之れを補給し機會の乘すへきあれは一步と雖も前進の策を講ずるにあらざれば間接に國民の蒙る損害は實に鮮少に非ざるへし今や我監獄事業も漸く舊習を蟬脱し幾分の歩武を進めんとするの時否進めざるへからざるの時に當て昔日の舊夢に安し消極の方針を採るあらは設し適任の司獄官吏あるも遂に事業の功績を見る能はざるへし余は當時斯くの如きものありと謂ふに非ず將來に向て之を希望するに過ぎざるなり又中央政府に於ても此方針を徹底せしめんとすは警部長と同じく典獄を召集し政府の方針を指示し地方官會議に於ても官獄に關する諮問按を提出し以て周密の施設をなさるへからず既に井上屬内相の如きは夙に見る處ありて好列を示されたるも其後日清戰爭の爲め此等諸般の活動は皆静止するに至り幾多の苦寒を経て漸く芳香を發せんとしたる聯合會議も其跡を沒せり今や監獄界は暗澹たる真夜中の光景寂寥たる實に悲憤の至りに不堪余の退歩なる語は非か是か此緊要の時に當て警鐘を打つものは誰

山北 隱士

雜 錄

明治廿八年監獄重要記事

光陰矢の如し乾坤一轉して又改曆の新玉を迎ふ願て昨二十八年中のことを追想するに三百五十有五日の星霜は夢の如く露の如くに過ぎ去て復來たらずと雖も苟も事体の歴史に存すへきもの記録に留むへきものにありては決して消散耗没すへきにあらす特に同年は千載未曾有の國光を宇宙に輝かし武威を世界に發揚したる事柄を我帝國歴史に特筆大書すへきもの固より多々ならん然れども其は所謂歴史家の爲すへき業に屬するに依て予輩は唯同年中發令せられたる法律命令訓令等にして監獄事務に關係の概梗を集列し且附するに私評を加ひ以て全年間は獄事上如何なる進運にてありしやを回顧せんとす

一月内務省令第一號を以て巡查看守休暇規則第二條へ更に一項を加ひ五ヶ年以上又は十ヶ年以上の皆勤者に特に休暇を増與する事とせらる

評曰精勵の功を慰し勤勉を鼓舞する一方便を開かれたるを悦ふと同時に斯の如き放談の者に對して日當及止宿料は豫審に於ては其終結前、公判に於ては其判決前に本人より請求するに非されば之を給與せずと明定せられたり

評曰証人以下旅費日常舊法に依れば規定の範圍内に於て各地方適宜其額を定むるか故に漠として公平を保つに困難あるのみならず常に其額の決定に爭を生したりしに新法は範圍を狹縮し且豫審判事又は裁判所之を定むと明かに規定せられたるを以て公平を保ち上に於ても紛爭を避くる點に於ても大に便を得たり殊に第五十條を以て權利者の要求場合を明定せられたるか如きは尤も舊法の不備を補ひたるものにして監獄に於ても在監人か証人等にて喚出されたる場合の取扱上判然として復疑團を懷くことなきに至れり

三月内務省告示第四十二號を以て北海道十勝國河内郡下帶廣村に北海道集治監分監を設置し十勝分監と稱する旨を公示せらる

評曰同監は從來集治監の外役場たる名義を以て囚徒千五百有餘出役せしめしと聞きつるか此の如き多囚を集役せしむる上は一の分監として組織すると當然にして監治上の一面目を改めたるものなり

は何にとか今少々報勞を厚くいたしきものなり

同月勅令第四號を以て海軍監獄看守長及海軍監獄看守服制を定めらる

同月勅令第五號を以て海軍監獄看守被服料給與令を制定せらる即ち看守の被服料金拾八圓六拾九錢を採用の際給與し爾後保續料として年額金五圓六拾壹錢ヲ給與せられ而て職務上避くへからざる事故に因り破損若くは亡失したるときは特に金拾五圓以内の被服料を給する法規なり

評曰看守被服料を以てする府縣とあれども一度新調料を給したる上は以後保續料を以てすること本令に依て始めて知る該令は二十八年四月一日より施行せられたれば未だ經驗上の利害を聞かざれども經濟上必ず國費を減し得るものと信す

二月法律第三號を以て刑法附則第四十九條同條乙丙丁及第五十條を改正せらる即ち第四十九條は證人の日當止宿料等にして同條乙は醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人の日當同條丙は證人、醫師、鑑定人、通辯人翻譯人等の旅費同條丁は是等の者の止宿料を規定したるものにして以上の給額は總て豫審判事又は裁判所之を定むることとし而て第五十條は是等の旅費

同月法律第十九號を以て海軍刑法中第三十一條第三百三十三條第三百三十四條を改正し従前の輕禁獄を輕懲役に輕禁錮を重禁錮に改められたる等にして其要は刑罰の權衡を得ざるものを改正せられたるならん
同月法律第二十七號を以て陸海軍人にして陸軍勤務に服する海軍人又は海軍勤務に服する陸軍人には陸軍刑法に於て海軍々人を陸軍々人と海軍刑法に於て陸軍々人を海軍々人と同視することを定めらる

評曰是れ當然の事なれども此の法律出されば裁判管轄上頗る不便を感じたるものならん

四月勅令第四十三號を以て内務省に臨時檢疫局勅令第四十四號を以て廳府縣に臨時檢疫部を置き傳染病豫防檢疫に關する事務を掌理する條項十ヶ條を定め又内務省訓令第四號を以て市町村に設置すべき避病院設備標準等を定めらる

評曰同年は征清軍凱旋と共に惡疫來襲の兆有しに依り是より前き三月勅令第三十三號を以て臨時陸軍檢疫部官制を設け軍港其他要所に於て檢疫を嚴行せらる今又本令を以て行政官に充分疫癘撲殺の任に當らしめらる是等の効により良民は勿論在監人に其しき慘狀を見ざりき當初予輩は監獄に對す

る檢疫豫防消毒法等別に發布あらんとを希望せしも在監人には比較的疫軍浸入せざりしこと當局者に向て其勞を謝せざるへからず

五月大藏省令第二十號を以て出納官吏に於て明治二十六年大藏省令第二十號保管物取扱規則に依り其保管に屬する現金に送付書を添へ金庫へ寄托せしときは現金出納簿中拂の欄に其金額を登記する義と心得へしと達せらる

評曰取扱規則中此の場合記帳方の明條なきを以て補足的又は解釋的に本訓令を以て注意を與へられたるものならむか

同月内務省訓令第七號を以て軍々法會議の處斷を受け地方監獄に拘禁せらるべき者に在ては軍籍又は所屬部隊ある者は其屬する軍衛又は部隊所在の地方監獄の所屬とし其軍籍部隊等なき者は該四居住地の地方監獄へ又住居地なきものは最終の住居地方監獄に屬することとせらる

評曰戰時軍團等のなき平時に在ては犯罪軍人收禁に別段差支を見ざりしも外征軍を組織せられたる時に於ては本令極て必要からん
六月勅令第七十一號を以て傳染病豫防救治に従事す

る官吏軍官吏及傭員の手當給與方を制定せらる

評曰職務上傳染病に罹りたる場合は相當給與の規定ありしも單に従事したる者に手當の方法なきは甚だ遺憾とするところなりしに今此の規定を見る抑も職務とは云へ傳染病に接從するか如きは危難を顧みず一身を犠牲に供するにあらずれば職責を全ふし能はずとの覺悟を以て當らざるべからず去れば之に酬るに何んぞ感染の有無に依るを要せんや實に必要の法なりとす

同月勅令第九十二號を以て臨時陸軍々法會議並其管轄地内に於ける陸軍刑法の適用に關する件六ヶ條を制定せらる

評曰本令は法律として出つべき性質なれども戰時緊急の必要に由り法律に代るべき勅令として發せられたれば這般の帝國議會に更に提出して承諾を求めらるへし而て議會は無論協賛し他日一の法律として發布せらるゝことと信す

七月勅令第九十八號を以て集治監留置官制を改正し從來北海道廳管轄たりし北海道集治監同分監は内地集治監同様内務省直轄とせらる

全時に勅令第九十九號を以て北海道廳官制中集治監

に關する事項を創り全勅令第百號を以て監獄則第三條中集治監の下割註(北海道ニ在ル)を削らる

評曰均しく集治監にして一は(内地三)内務省の直轄たり一は(北海道集治)北海道廳即ち地方官の管理に屬すること素と其權衡を得ず況んや拘禁囚の少きものを中央政府の主管に其の多きものを地方廳の主管たらしむる理なきや殊に道廳の如き行政區域廣漠にして且つ事業多端なる所に數多の大集治監を附屬せしむるは到底治獄の目的を達すべきにあらずとは當局者も人民も業に已に認識するところなり但軍國多事の場合にも拘らず之を斷行し積年の宿望を實際に見るを得たるは當局者の勞を大に謝し斯道の爲め祝せざるへからず

全月勅令第百一號を以て警視廳典獄特別任用令を定め同典獄は府縣典獄特別任用と一般五ヶ年以上官務に従事し判任官四級俸以上の現官者を採用するを得ることとなれり

又同時に勅令第百二號を以て集治監典獄特別任用令を發せられ該典獄は滿三年以上廳府縣典獄若くは集治監分監長の職を奉し現に其職に在る者に限り採用することを得るとせられたり

評曰以上の二勅令こそ治獄上一大進路を開かれたるものとす抑も典獄の職務は學術のみに依て資格を具ふべきにあらず必ず相當の年周斯道實際の經驗を積みたる上其技能に長し苟も事實に於て良司獄なりと認定したる上にあらざれば其職に當るや否を斷定するを得ざるものとし若し一朝不適任の人物に此大責任を委したらんには其害容易に回復すべからず是を以て余輩は府縣典獄と雖も漫に任用例を擴張に解釋せず少くも實務經驗家より撰出せられんことを常に切望止まざるものなり況んや其上班たる集治監典獄に於てれや是れ實に本令の適當なるを賛して措く能はざる所なり而て従前警視廳典獄のみ特別任用令の範圍を脱せられたるは其理由を見出すこと能はざりしところは亦改正を見る監獄官登用法の一大進歩と謂つへし

同月内務省訓令第十一號を以て明治二十二年内務省訓令第三十六號物品出納規程第三條の但書を改正し府縣島廳に於ては島司、集治監分監に於ては分監長部局長の代理として物品出納の命令を發することを得とせらる

評曰本廳を距る數十百里にある島廳の如く又は分

監の如きは固より此の法なるべからず是れ物品出納上其責任を明かにされたるものならん

八月内務省訓令第十三號を以て二十六年内務省訓令第二十二號仕拂命令集合仕拂命令發付等に關する取扱手續第二條及第三條中「裏書を爲」の四字を削り「記入」の二字に改め第一號書式を改正せらる

評曰取扱官吏より金庫へ通知する書式及手續に正確且便利を與へられたり

九月内務省令第十一號を以て二十五年内務省令第四號中衛生試驗所の下へ(及集治監)の四字を追加する

評曰從來集治監に於て民事訴訟に付國を代表する權限かりしに本令の改正に依て此の權利を得たれば民事訴訟上至極便ならん

同月勅令第二百二十三號を以て高等官俸給令中第七條第二項に但書を加ひ前官の官等以下なるときは陸して六等官に至ることを得とす第八條は別に進級例を定めたる者及六等以下の者を除く外在職滿二年を踰へたるに非ざれば陞叙することを得すと定めらる

評曰従前は初て奏任官となる者は六等以下再任の者は前官等以下又在職滿三年を踰へざれば陞叙す

ることを得ざりしを本改正に依て餘程の途を敏活にせられたるは獎勵の一方便とも謂ふべきか

同月勅令第二百二十五號を以て陸軍理事分限令九ヶ條を制定せらる

評曰文武名を異にするも均しく裁判官たる以上は矢張是等の制限を設くる必要あるものと信す

同月勅令第二百二十九號を以て金庫規則中第三條第五條第七條第八條第十條等を改正せらる

評曰要するに金庫を擴張し取扱の便を得るものと信す

十月内務省訓令第十七號を以て看守採用規則中第一條第二條第七條等を改正せらる

評曰看守長の外看守副長及陸海軍監獄看守長を無試験採用するとなりし勿論當然又滿期下士以上の軍人若しくは下士適任證を有する陸兵を之に加へたるは大に實益あることと思はる其他自己辭職の看守を拘束せざること及從來無期限的誓約なりしを五ヶ年間に限定せられたる如きは自他の便宜と利益を圖られ大に登用の途を伸張したる者なり

十一月内務省訓令第十八號を以て二十二年内務省訓令第三十六號物品出納規程第十條を改正し消耗品の

内薪炭油の如き日々支消する物品は情況に依り適宜概算假渡を爲すことを得とせらる

評曰是等の如き日需支消品は一々本拂を爲さんとど無益の手段のみに涉り何れの官廳も困難に堪へ得ざる情況なりしに此の便方を設けられたるは取扱上大に省繁を得たることと信す

同月勅令第五百五十九號を以て巡查看守は土地の狀況に依り一ヶ月一圓以上三圓以下の宿料を給與せらるへき旨を發令せらる

評曰俸給薄して品位を高め威信を確保せしむることとは言ふべくして行はれ難し巡查看守の如き薄給而て官紀の標本者とも云ふべき者に對して是等特別の保護を與ふること尤も必要たり希くは各地の當局者費用にのみ拘泥せず幸に保護せられんことを

同月閣令第六號を以て二十五年閣令第六號第一項を改正し官吏執務時間を修正して午后五時引きを四時に繰り上げらる

評曰薄暮事務を執らしむるは失費大なるのみならず最早精神も勞れ得失相償はざるべしとは世人常に想像する所なり寧ろ最長時限を午后四時とせらる

れたるを以て幾多の費用を節し且つ事務に活氣を添へられたること信す

●新發明水壓力仕掛監獄構造

水壓力に依りて監房を構造する所の新工風がチエーに於てウチナミグと稱する紳士に依りて發明せられたり近時此方法に依りて構造せられたる成績にては至極良巧なりしと聞けり其の構造たるや全く壓力を有する水にて充實せられたる生鐵又は鋼鐵の管筒を以て構築するにあり而して管筒中の何れの部分にても破損する場合には其の内部壓力の減少の爲め直ちに電氣の作用にて自然に看守所へ通達する仕構なり戸扉の錠前も亦水壓に働くことになり居れり發明者は揚言す此構造にては監房の如何なる部分にても事實の表發することなく且看守の覺知することなくして鋸切又は破壊すること能はずと眞に是れ監房構造法の一新機軸なり吾人は其詳細を知らんと欲するも上文の如く僅かに其概要を記載するのみにて其の細密の點に及ばず又其の費額の幾干を要する歟も判明ならず遺憾ながら他日聞得て報導する所あるべし

問答

在下總千葉 瀧月庵主人

(一) 質疑 教唆者の時效の起算點は實行者の時效の起算點と同一なるや否や

(二) 無形の財産上の利益(勞働の如き)を騙取したるときは詐欺取財の罪を以て論ずべきものなるや

(三) 疑問 在千葉 藤 眠 主人

(一) 欠席判決に對し檢事控訴をなし其判決確定したる後被告入放隊を申立て其故陳正當なるときは先きの確定せる判決は如何なる結果を生ずるや

(二) 甲者乙者を恐喝して證書を取り彼ら其證書により強迫して乙者より金圓を取りたるときは一罪なるや又は二罪なるや

(三) 甲委託金圓を強盜の爲め奪はれたり

(三) 甲委託を受けたる金圓を強盜の爲め奪取せられたり乙者委託者を偽り然る後之を窃に消費したり

右甲者の處分如何

●質疑 横濱 榎 珍 漢

(一) 徵兵忌避罪は繼續犯なりや將た連續犯なりや

注意 爰に徵兵忌避罪に依り被告欠席の儘重懲罰二月罰金四圓の旨渡を受け(其裁判未確定)尚ほ引續き逃亡兵役を免れられ本年徵兵検査に應ぜざるものあり於此場合徵兵忌避罪が繼續犯たるを連續犯たるに依り處断上大に法律の効果を異にす例令今

一 有夫妻に於て其最通事實の前に本夫が許諾して姦夫姦婦に對して姦通を縱容せしむ

二 物盜罪に於て被害者が豫め加害者に向て予の物品を物取するも可なりと許諾したるときは如何

三 自殺補助罪に於て被害者が殺害せらるゝとみ許諾し居りたるとき如何

右第一項の如きは、さすがは洋々散士の御議論として服従すべきものにして實に感服の外なきなり、乍去第二第三の場合に至ては未だ全く首肯する能はず寧ろ散士は一個にても多くの場合を舉げんとし勢ひ斯かる窮苦の場合を摘舉せられたるには非ざるなきを疑ふ請ふ予が第二第三の場合に首肯せざる理由を述べん散士尙幸ひに叱責の御手柔かならんとを禱る

第二項 凡う被害者の許諾が犯罪の構成に影響を及ぼす場合は最初より全く犯罪(廣義)を構成せざる場合を云ふにあらずして兇に角一所爲か一の犯罪事實(廣義)を存する場合ならざる可からず例令第一項の場合の如く所爲自身は既に姦通なる廣義の犯罪事實を存し居るも其本夫の許諾の有無は唯に狭義の犯罪構成に影響する場合ならざるべからざるなり今被害者か豫め加害者に向て予の物品を物取するも可なりと許諾したるときは如何の如きは其の所爲元來姦盜なる名稱の下に支配せらるべきものにあらずして之れを物取と謂ふことを得ず否却て公取したるものにして殆んど一の贈與事實と異なる所なきなり既に物取と云ふを得ずんば素より被害者の許諾が犯罪の構成に影響を及ぼすべき様なればなり

第三項 本項は最も散士の意を解するに苦む所のものにして果して如何なる邊が犯罪(即ち自殺補助罪)の構成に影響を及ぼすべきや予

前きに瀧月庵主人の發したる被害者の許諾は犯罪の構成に影響を及ぼすべき場合ありやとの質疑に對し天外生は十四箇の親告罪を列舉して之が答をなせり蓋し天外生は全く質疑の旨趣を誤解したるものにして深く咎むべきにあらず首尾克く海第の部に加盟すべきものなり然るに今亦監獄雜誌上に其人ありと知られたる洋々散士は痛く天外生の所論を以て更に左の三個の場合を指示せらる

之を連續犯なりとせば其年々歳々徵兵検査場に出頭せざるの事實は個々別々の犯罪を構成し從て一々之を處罰せざるべからず之に反して繼續犯なりとせば一被告人に對し終始一罪を以て終らざる可からず何んとなれば逃亡して踪跡を晦まし兵役を免れたるが如き其逃亡中は同の意思と事實の繼續するものなり故に中途に之が所爲を斷するも裁判確定の上其所爲を繼續するにあらずれば最初の裁判以降に係る逃亡の所爲は更に犯罪を構成すべきものに非ず換言せば忌避罪の欠席判決を受け引續き逃亡し次年の検査に應ぜざるも其所爲たる既に罰せられたる犯罪の結果に過ぎず則ち犯罪の所爲にあらずれば公訴受理すべからざるや論を俟たざればなり

(一) 當該裁判官密室解案の言渡をなしたるにも拘はらず檢事の遺忘により解案の指揮をなさざるべき典獄は其指揮なきの故を以て期間經過後尚兩三日間依然密室に監禁したる場合に於ける典獄の責任如何

(二) 違警罪即決例に據り警察官に於て言渡したる事件に對する正式裁判請求は刑訴法の所謂上訴と見做すべきや否

●洋々散士の所論に就て 横濱 榎 珍 漢

の剪髪額と之を發見し得ざるなり卑見に依れば本項の場合に於ては毫も犯罪の構成に影響せざるものと信ぜり即ち被害者が被害せらるゝことを許諾し居りたる場合この罪に自殺補助罪の補助たる所以にして若し此許諾なかりんや争つて之を自殺補助罪と稱するを得んや純然たる謀殺罪に擬すべきなり思ふに散士は謀殺殺の點より之を觀察して其許諾が自殺補助罪たるは取も直さず犯罪（謀殺殺）の構成に影響を及ぼしたるものと思维せられたるもの、如し夫れ然り豈夫れ然らんや我刑法に於ては自殺補助罪は立派に獨立の犯罪を構成せるものにして決して謀殺殺罪の變化に非されはなり

● 洋々散士の質疑に關し溪洲に反問す

橫濱 頓珍 漢

刑事の欠席判決確定期間のことに關する洋々散士の質疑に對し溪洲君は被告人は三日内に放隊又は控訴をなさざるを得ざるを以て其期間を經過せし最早上訴をなし得ざるに止まり直に確定するものに非ず訴訟の當事者たる檢事の上訴期限五日を經過し始めて確定するものなりと答へられたり果して然らば被告人が三日内に放隊又は控訴をなさざるにも拘はらず其確定期間即檢事の上訴期限五日を経るにあらずれば未だ刑の執行に着手する能はざるとなる予は理論は措て問はす今日各地裁判所の實際に行ふ所を見るに全く溪洲君の說に反して檢事の上訴期限五日を經過せざるも單に被告人にして三日内に放隊又は控訴せざるも既に判決の確定したるものとし檢事は之が判決の執行を指揮し典獄は從て其執行を始むるもの、如し、知らず溪洲先生地方は矢張り五日を經過せざれば刑の執行に着手せざるや否や今一應の御教示あらんとを請ふ

我たらざるを得ざるが如き不都合を醸もすに至るへし故に法律は特に該條を設けて之等の不都合を除きたるものにして所謂法律の壓制に外ならざるなり

● 頓珍漢の質疑に答ふ

在橫濱 東洋 逸史

余や淺學寡聞素より質議に答ふるの明なしと雖も本案に就き期々平見の存するあり茲に調考を不顧敢て頓珍漢君に答ふる處あらんとす
頓珍漢君曰く逡巡看守にして給與の物件を其保存期限内に於て賣却其他の方法を以て自己の用に費消したるときは第一説としては委託物費消罪を以て問擬せられ第二説としては看守逡巡を以て論斷せられしと雖も余は第一第二の兩説ともに左袒するとなせるなり如何とすれば元本同の如きは刑事上の責任を有するものにあらずればなり請ふ左に其理由を同陳し刑事上責任を有せざる事を明にすへし

一 委託物費消罪を構成せざる

凡る逡巡看守の給與物件たるや官廳の委託を受け相當の期間之れを保存するにあるが否やと云ふに決して官廳の委託に因り保存するものにあらざる條件を附し（保存期限）給與せられたる物件にして從つて給與の當日より該物件の所有權は被給與主則ち逡巡看守に歸し官廳は只た行務上相當の期限保存の監督を爲すに止まるものなるを以て後日保存期限内にあつて假りに之れを費消するものありとするも委託物費消罪を以て之れを問責すべきものにあらず何んとなれば委託物費消罪を構成するに最大必要なる委託の條件を欠けはなり
一 看守逡巡を以て擬すへきものにあらず
凡る刑法上處ふる處の監守監禁なるものは如何なるものを稱すへき乎

● 囚徒逃走罪に付て再犯を以て論ぜざる理由如何
橫濱 頓珍 漢
この廢職主人の質問に對し前號溪洲君は敢て理由のあるにあらずと論ぜられたり予輩亦別に深き理由の存するに非ずと考ふ然れども溪洲君の所見と聊か異なるを以て記して復た數語の種子を蒔かんぞ欲す

溪洲君は其理由の重なるものとて曰く一朝誤て犯罪の爲め刑を受け拘禁の身となる其不自由其苦痛察するに餘りあり於此拘束を脱せんぞ欲するは人性の然らしむる所偶々間隙あつて逃走す深く咎むるに足らず否却て可憐のものとして彼等が情性上止むへからざるを酌量寛宥したるなりと論ぜられたり仁も亦甚しと謂ふ可し諺に曰く過ぎたるは尙ほ及さるか如しと、其不自由は則ち自由の價値ある所、其苦痛は則ち懲戒の存する所ならずや若し夫れ法律の精神にして果して論者の言の如くんば法律は一方には彼等の逃走を制し又一方には彼等の逃走を促すの具となる司獄官吏の心にして果して論者の言の如くなれば一方には彼等を懲懲感化せんを欲し又一方には彼等の迷然を寛宥するの弊を生ず豈奇態ならずや予輩法律は豈首の權利義務を保護するを聞けども未だ嘗て彼等の情性を底護するを聞かず苟くも國家の安泰を確保し社會の秩序を維持するの法規にして亦何う如斯情實のものならんや況んや法は罪を惡んで人を惡まざるの時代に於てをや

抑も刑法第四百三十三條の規定たるや元來囚徒逃走の罪は囚徒にあらざれば犯すを得ざる一種特別の犯罪にして換言せば囚徒なる身分は逃走罪の主体を構成する一元素たるべきものなるが故に若し囚徒となりたる原犯を再犯の數に加ふるべきは逃走罪は何時に於ても再自己の監守に屬する物件を擅に費消するの云ひにして逡巡看守の如き職務的給與を受けたる物件を費消したるものゝ如きを指す者にあらざり故に逡巡看守に係る給與物件とは所謂條件附自己の占有に屬する物件にして行務的相當の期限之を保存するの義務、こうあれば彼の會計官吏が官金を保管するが如き義務も有するものにあらず故に逡巡看守の如き自己の占有に屬する物件は真一私人の利益に供するの行為則ち保存期限内擅に之を費消するも刑事上の責任を有するものにあらずなり如何とされれば監守の物件を盜取したりとの事實を有せされはなり

以上の如き事由なるを以て余は刑事上に付ては左の如く斷言せんす
一 何者法律に正條なきものは何等の所爲と雖も之を罰することを得されはなり云々

乍併余は刑事上に於て、こう斯く無罪説を稱すこと雖も苟くも嚴重なる規律の下に職を奉ずるものにして本問の如き嚴懲所行の事ありとせんか決して之を不問に付すへからず宜しく官吏懲戒例に因り（逡巡看守）尤も嚴重なる懲罰を加ふるに止まらず尙ほ進て民事的賠償の義務を負はしめ規律を保全する事に勉むべきは勿論なりとす

● 十二號空知監獄生の解答を讀む

信濃 溪洲

○ 其一些職生の廢職君が囚徒逃走罪に付て再犯を以て論ぜざるは如何と云ふ質議の解答を熟讀するに其再犯を以て論ぜざる主たる理由のある所を發見するに苦むなり如何とされば論文申現行刑法の懲罰云々を以て其看守の罪を問ひ以て社會に賠償せしむるものは果して何の意う逃走して囚人一個の罪罪あらはるゝと共に看守者の犯罪も成立するに非ずや云々の論鋒を玩味するに看守者に懈怠の罪ありて

其罪を問ひ社會に報復するを以て再犯を以て論ぜざる如く論ぜらるゝも予は首肯する能はざるなり囚徒逃走に付ては看守者の懈怠より生ずる場合あり又懈怠のなき場合あり一概に論ずへからず其懈怠に生ずる場合と雖も看守者の問罪せらるゝを以て再犯を以て論ぜずと云ふ理にあらざる可し若し一看守者に懈怠の罪なきとき即一名の看守数名の囚徒を戒護する場合に其数名の囚徒一致して看守に抵抗し看守は充分奮力せしめ衆寡懸絶囚徒の逃走せしときは如何看守には寸毫の懈怠なし懈怠なきを以て其問罪せらるゝことなし斯の場合には看守者懈怠の罪を問はるゝを以て再犯を以て論ぜずと云ふ理由に生ぜざるなり未だ若し囚徒の逃走罪をして再犯を以て論ずるものせし罪は一人に歸する法の原則に背くものなるを論ぜらるゝ本文に至つては愈々其何等の理由なるを解する能はず論者の如く看守者懈怠の罪を問はるゝを以て再犯を以て論ぜずと云ふは却て此原則に背くにあらざるや即ち逃走に付き看守は懈怠の點を以て罰せられ囚徒は逃走の際を以て問はるゝ逃走罪は囚徒一人に歸するものなり然るに其幾分を看守に分ち一罪を二人にて負擔するの意に當らずや殊に刑期際内再び逃走したるときは如何前論者の主張せらるゝ全一の理由あるも再犯を以て論ぜらるゝなり豈斯る奇異の理由にあらざるへし何は大方諸賢の高説を開かん

○其二 濁月庵主人に對する解答 護罪を以て論ずと云ふに至つては呆然として云ふ所を知らず論者は其冒頭に監禁制總罪の成立は殺害を存せずと云ひながら其の中段に至り人を訓導したるを云ふ點は人を殺の準備の所爲と見るべく云々先には殺意なしと後には殺意ありと云ひ何れ前後矛盾の甚しきや論者の如く最初殺意なくも結果に致したるものは皆謀殺罪なりと結果のみにより所屬せんか謀

殺の外故殺も毆打致死も謀殺もあらざるへし何う刑法を暗外したる誤論ならずや本問の如きは刑法第三十條に確約たる明條あり一體三考せられよ

○其三 和山生の第二回 減食暗室等至さる所なく所屬するも少しも其效なく日夜發聲し他房の妨害をなすもの、所遇如何との解説を拜見するに押衣を施す最も其云ふ其の効能を述べて曰く内地の監獄にある嚴穴四圍欄柵物寂しき彼の暗暗たる三尺牢に禁禁せらるゝの慘酷なるあるに侵る數等とは如何なる監房のよなるや内地監獄と雖も暗室を除く外通常監房に如斯ものあらざるへし恐らくは暗室のこさならんか暗室は物寂しき暗暗たる性質のものにして警對中最重のものなり押衣は一の戒具なり何う一の戒具と懲罰と比較するを要せん未だ段階の如き痕の如き危險なる惡漢に對しう理窟を攻むに及はざるへしと凡う法律規則に明文あるものは其明條の如く施行せば可なり明文なきものは一層慎重を加へ道徳と正義に關り其智の判斷により措置せざるへからず何う理窟(理窟は道理)攻めに及ばざるへして無暗の事を爲すを得んや監獄生の最一とせらるゝ押衣を着せしめて其強暴は防くべくも發聲は止むる能はざるへし何う其法と云ふを得ん監獄生は斯道有識老練にして理窟盡ひの武斷家なるへし手不學無識徒に所屬を違ふ幸に御立腹なく論高教を惜む勿れ

●十二號順珍漢生に答ふ

信濃 漢 洲

如く委託物費清單を以て断すへし

●十二號天外生に答ふ 全

本問は天外生意見の如く未だ濁日に達せされは十二月三十一日満期と計算する方至當なり

監獄教誨

●石川縣監獄教誨施行方法

石川縣監獄教誨師某寄

一 教誨師 教誨師定員は本署及小松支署とも各二名にして凡て大谷派本願寺より出張す是即ち縣下の多數民は其宗大谷派の信徒なるが故なり既決囚常に四百名内外にして教誨師一名に對する擔當囚人常に入拾名乃至百貳三拾名の間にあり

一 囚徒分擔 囚徒分擔は監房によりて之を爲し入監時より放免時に至る迄始終擔當教誨師一人にて教誨薰陶を施すことせり是則ち左の利益を收めんが爲なり

- 一 教誨師の責任を明にすること
- 一 囚徒の身上を知悉し教誨を適切ならしむるに便利なると

一 囚徒と教誨師との親和力を増進すると

一 交替教誨は囚徒をして教誨の優劣を批評し教誨を演說視する等の感化上の不都合を避ると

一新入教誨 被告人の囚人に移るや直ちに其指定の監房に據つて教誨師の擔任を定め而して擔當教誨師は典獄の申渡しに立會し引續き個人的に先づ犯由、行狀の經歷、家族の關係等を取調べ終りて其申立等に據り相當の教誨を施す尙ほ初犯囚にありては翌日一同を教誨堂に集合し總括的に揭示條項等を反覆丁寧に説明して在監人の心得方を領得せしめ以つて犯則を豫防し且惡囚の近づくべからざることを教へて惡感化を受けざる様注意を與ふ

一 類別教誨 新入教誨の際取調べし事項並に身分帳に準據して囚徒の名札を製し左の各項に基き分類して類別教誨簿に挿入し置き毎日休役間に於て一類若くは二類づゝ集合して相當の教誨を施せり

- 一 犯由 假令は同じく財産に關する犯罪者なれども其因の餘り並に出でしものと放蕩の實に供せんを欲するより來るものとを分つ類
- 一 犯數 初犯と再犯
- 三 年齡 十六年未満 二十年未満 四十年未満 四十年以上

四 性質 假令は剛復執拗者と柔順
 五年 刑期 一年未滿者
 五年 刑期 一年以上者

右の如く類別するの結果は十數類多きに上り教誨疎遠ならしむるの嫌ひありと雖も單に罪名犯數等に準據して類別する時は其結果少數の總囚教誨となりて類別の功なしと認むるを以てなり

一總囚教誨 恩典式及祝祭日の外之を施行せず經驗上總囚教誨は比較的他の教誨より効力薄弱と認むるを以てなり

一監房教誨 教誨師交替にて毎日四人還房后各自擔當監房一房若くは二房つゝ教誨師自ら監房内に入り個人的に教誨を施し或は總括的に全房囚に對して教誨を施す

但女監は監房に入らず監房前に於て椅子により之を行ふ

一特別教誨 囚徒中短刑期に非ずして行狀方正なる者を選擇し毎週一回つゝ之を教誨堂に集合し經典を講談し宗教的感化の方針を執る

一放免教誨 放免者ある時は該囚擔當教誨師は典獄申立に立會し引續き個人的に教誨を施す

放免后訓誨囑托 囚人在監中は教誨師滿身の熱血

遷善談を記述すべし、掲ぐる處の事蹟は予か舊同僚の手に成りしもの、中には予か實驗せしものもあるなり、孰れども予は爰に其人名宿所を掲載せず、蓋し其要、一は今日の良世

民たる其人の舊事を公にし名譽を汚すは予輩の心にあらざればなり、一は其人の所在を公にし舊惡友に知らしむるは其人を迷惑せしむる恐あればなり、一は予輩か之を掲載するは教誨の勢力か如何なる有様に囚人に達するかを証明せんためのもなればなり、若し學術上參考のため志士學者の其人に直接せられんとを望まざるゝあらば事情を詳開し本人のため支障なきと認る時は慶んで紹介の勞を取るべし予輩か出獄人に對する保護注意の要は追々記述する處を參觀せられ賢察あらんとを希ふ

原 胤 昭

某は資産相應の商家に生れ父母愛育の許に成長す、不幸、青年にして親を亡ふ、遺されたる資産は彼を放蕩に導く誘引物となり酒色に耽けると甚しく忽ち遺産を蕩盡し親戚知己の財を掠むると數回、全然、親戚の間に絶交せらるゝに至り惡友に群し盜業者と

を獲ひて之れを教誨薰陶し遷善悔悟の念を喚起するも在監薰陶の年月短き者若くは悔悟の念薄弱なる者は勿論長刑期にして改悛の狀顯著なるものと雖一朝刑期満ちて獄門を出つるや或は社界の誘惑物に眩惑し或は生活の困難に餘義なくせられて再び罪惡を犯す者間々有之を以て時々訓誨を施して一旦在監中萌芽せし遷善悔悟の念を鞏固ならしめ惡念の發生を杜絶するに非ずんば教誨師の盡力も竟に水泡に屬するに至るへし故に放免教誨を施すと同時に該囚在監中の行狀を明細に記載して之を所屬檀那寺に郵送し併せて宗教家の義務として時々其家に歸んで臨機訓誨を施されんと及其素行生業の可否等時々報告あらんとを囑托す

但現今は犯數刑罰に拘はらず在監中遷善悔悟の狀ありし者に限り右手續を施し居れり

一教誨の效果 右檀那寺の報告並に警察より報告する被監視人行狀觀察表によりて教誨に對する効果の一斑を知る事に致し居れり

●囚人親戚の恩に感して改悔す

前號の約を履んで予輩か經驗せし囚人の改過

墮落し數年間惡徒の間に徘徊し所刑を受くると再度、終に三犯強盜罪により長期の重罪刑を受くるに至りたるものなり、

其の性質、伶俐、深沈、思慮、厚し、此性を以て惡人、と化し去りたる者なれば行惡上の智慧又推して知る、或監獄官が習慣犯者と稱し改心の見込なしと除外するの輩あり、彼の習癖は怠慢なり且つ身体壯ならず爲めに彼れは巧に其囚役を選み囚役服裁縫に従事し時に指足袋の業をなし勞働多き外役等には出ることも無かりしと、年來一業にありしを以て其業には幾干習熟したり又彼は少しく文字を知り故に役附囚としては用立つ者にて舊獄制時代に於ける囚人としては外形上欠點少なき者なりし、

然れども精神上至ては一點の正念なく詐僞以て自己を利し、甘言以て官に諂らふの惡人物なりし、故に囚人間の折合惡しく頗る敵を受くると多かりし、適宜予輩の教誨を受くるに至り、幾干、心を動かして聽教の心耳を保つ人となり示來愈々自己を省みる者となり、

一日某は教誨師に個人教誨を求め大に自己の舊惡を懺悔し而して議する處は親戚の關係なりき、某は

教誨師の誘導により父祖の恩を顧み現存親戚の和義を求むべきことを感ぜり、然れども某に限りては從來の行惡非尋常なりしにより伯叔父母は勿論兄弟も到底己を顧みる者非ざるべし、假令音信以て舊惡を謝するも受容せらるゝとあるまじ且つ親戚へ監獄の名ある郵書を投ずるは大に恥辱を與ふるの恐あるべし、己れは總ての教導に信服するも親戚を愛念し音信以て謝罪をなすの一點に於ては誘導に従ひ難し、然れども教誨を重ね默考深慮熟考すれば又之を爲さざるも安んぜず、何れに所置して其宜を得るやどの事なりし、教誨師は之に答ふるに音信以て改悔謝罪の意を表すべきことを勧めたり、由之某は教に従ひ信を發したり且つ囚人發信書の封筒に就ては監獄官の厚き注意ありて監獄署名なきものを用ゐたりし、人豈に人の心なき者あらんや、假令惡逆無類の者と云ふとも血縁ある人となりては其人を顧みざるものに非らず、殆ど二十年、音信を絶ち生死を知らしめざりしとは雖も親戚の其心情に至ては某か豫想に全く相反したりき、某の發信は忽ち返信來たりたり、中にも迷惑を多く掛けたりと云ふ伯父某長文を寄せて某の生存を祝し實に死者生還の満足を以て答へ

且つ誠め且つ教へたり、親愛なる伯父の口より出でたる簡單なる古言は某のため大なる教化を與へたり尙弟よりも從兄弟よりも又老たる叔母は某が家出の日を命日として佛壇に香花を手向け經を讀み其痕を吊ひつゝありしと親愛溢るゝの文信あり、此の懇ろなる手書に接したる某は殆ど死者の蘇りたるか如く心身實に新たなる人となり、自己か積惡のためとは云へ僻見以て多年親戚に疎音し反て心を煩はしたる非行を悔ひ是よりは又深く自省改心し教誨を遵守躬行すると篤かりし、乍去舊日の行惡、不行狀により尙普く信を復するに足らず出獄の當時に於ては知る者皆な半信半疑の間に立ちたり、某の出獄するや遠路無恙郷里に歸りたり親戚の祝着は眞に亡へる子に尋ね遇ひたる親の喜悅を以て之を迎へたり其真情は示來數回教誨師の手許に送り越せし某と其親戚の信書によりて見る處なり尙教誨師は數回書を寄せて親戚を勧め某を誠め其教化を全ふせんと勧めたり、某出獄后若干時日は親戚の家に寄りて業を助け、其れより小店を開き足袋服引シャツ等を商ひ一家を成し妻を迎へたり妻となりし人ミシンの業に巧なる

を以て共に相助け家業をなす、昨日清交戰の出來事は某のため大好機會となりたり、恰も好し北海道集治監の典獄看守長看守部長諸君より見本を添へて陸軍省へ建白となりし防寒用毛布足袋は交戦用具に採用せられ俄に十數万足の製造を要することとなりたり、某か獨特の職業は實に此の一技なりき、其注文の幾分を製造し一個の利益を得たり、之を資として業を營み現に夫婦相榮ゐて一家をなせり、某の今日あるは一瞥以てすれば親戚の補翼に大原因を有するが如くなれども親戚の親交も人情に於てこそ厚かれさて金錢の上に薄きは世の常體たり、某の一家を成すに至しは全く獨立のものなりし、某の情性變て刻苦勵精の實行あらしめ、其の善性を破つて父祖の恩を顧み親族相念の心緒を作りし、心意上の勢力は之を教化の力に歸するも敢て不可なきもかならん

監獄衛生

●監獄内の肺結核病に就て

肺結核患者の監獄内に多きは吾人の喋々を俟さる所

にして監獄衛生に注意する者の最も戒心する所なり、今歐洲監獄に於ける死亡者の統計を見るに澳國に於ては既往四ヶ年間の在監死亡者の六割餘は實に結核病に基因し全世界に於ける結核病に就ての平均は死亡全數の四割若くは五割に該當せり而してパリア國にては健康体にて入監せし幼年者の五割は肺結核病にて斃れり又コルマツト氏は普國監獄に於ける既往十五年間肺結核にての死亡は男子にて四割五分餘女子にて四割九分餘なることを證明し且監内に於て肺結核病にて死亡する者は年齢二十歳乃至五十歳に多くして一般普通監外に在る所の同年齡輩に較して五倍の多きに居ることを表示し而して之が原因は運動の欠乏と食物の一定なることの外分房の不潔なるよりして夫より他へ傳染するに基因することとを記述せり紐育監獄にては千八百九十二年の統計上年齡二十歳以上の者の死亡全數の二割餘が肺結核病にして其他多數は肺以外の器官に關する結核症に起因せり但結核症に起因せる死亡の數は米國に於けるよりも舊世界即ち歐洲に於て遙ろ多數なるを認む蓋し米國にては其の市街並に家屋の新清なるが爲め廣く傳染することなく其の下等社會は舊世界に比し衛

生的境遇に生計し多量且善良の食物を食し又舊世界に於けるが如く多人数の一家屋に群居せざるに因るなるべし要するに結核病は傳染性にして其傳播の主因は空中に漂着する所の乾燥せる唾沫に存在するは明なる事實なれば之が豫防法を實施し以て大に其の減少を圖らざるへからず歐洲諸監獄の構造は結核病の傳染且蔓延上に至極便宜あり加之塵埃は常に廊下を圍繞し又監房内に飛入し衛生上不可なるもの多しと云ふ因に記す我が日本監獄の現状如何と願みれば其の構造と云ひ衛生と云ひ其の歐米監獄に及ばざること遠きは識者を俟たずして昭々乎たり是れ結核患者の多き所以なるへし然るにも拘らず甚だしきに至ては肺結核患者と他の者とを雜居せしむる向之れなしとせず而して結核病の傳染性病にして其の恐るべきものたることを知らざるものゝ如し我が日本にては先づ其の監房を隔離し以て之が傳染を豫防すべきは今日衛生經理上最も急務とせざるへからず現今は監獄衛生の益々緒に就くと共に肺結核患者の取扱に注意するに至りしと雖今一層之に注意し大に同患者の減少を圖られんこと切望の至なり

●在監人死亡及懲罰者比較表

愛媛縣監獄醫 山崎 集

本表は我署藏する所の統計表に依り調製する者にして専ら在監人に對する死者の多寡を比較せんと欲し索て懲罰者の比例を試るに至れり蓋し懲罰の衛生を害する今更贅言を須ひすと雖も本表を案するときは衛生上又救済の途あるか如し冀くは一讀の勞を執られ

明治廿六年巖手縣外二府十六縣在監人に對する死者及懲罰者比較表

類別	在監人	年中懲罰者	年中死亡	年末現員	年末現員懲罰者	年末現員死亡
巖手縣	六三六	九二	一一	一、四、五、一三、〇	一、三、〇	一、三、〇
奈良縣	七八五	一一九	一六	二、〇、一五、二、〇	一、三、〇	一、三、〇
山梨縣	八二五	一六七	一八	二、二、〇、三、〇	一、一、〇	一、一、〇
福岡縣	一、八〇九	一、一六一	四三	二、四、六、四、〇	三、七、〇	三、七、〇
岐阜縣	一、二八五	二、四六〇	三七	二、九、一、九、〇	一、五、〇	一、五、〇
静岡縣	一、四一八	四、六三一	四九	三、五、三、二、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇
高知縣	一、四六二	一、二九一	五五	三、八、八、八、〇	四、三、〇	四、三、〇
愛媛縣	一、五〇五	六、六二二	六二	四、一、四、四、〇、〇	〇、九、〇	〇、九、〇
京都府	二、三、五、三、一七五	九九	四二	二、三、五、〇、三、一	三、一、〇	三、一、〇

大坂府	四、三、二、四、四、四、六	一八七	四、三、一、〇、三、〇	四、二、二、〇、〇	四、二、二、〇、〇	四、二、二、〇、〇
大分縣	一、二、二、九	七六六	五二	四、六、六、八、〇	六、八、〇	六、八、〇
島根縣	一、〇、五、二、一	二、〇、五	四九	四、七、一、一、四、〇	四、〇、〇	四、〇、〇
三浦監	一、七、〇、八	六八一	八五	五、〇、三、九、八、一、二、五	五、〇、三、九、八、一、二、五	五、〇、三、九、八、一、二、五
神戶縣	一九二	二、三、七	一〇	五、二、一、二、三、〇	四、二、〇、〇	四、二、〇、〇
德島縣	一、七、五、六	二、四、二、二	九八	五、六、一、三、八、〇	四、〇、〇	四、〇、〇
兵庫縣	二、九、六、九	三、〇、九、六	二、一、五	七、二、一、〇、四、〇	六、九、〇	六、九、〇
岡山縣	一、六、七、四	八、一、八	一、三、六	八、一、四、八、九、一、六、六	八、一、四、八、九、一、六、六	八、一、四、八、九、一、六、六
山口縣	一、二、九、一	一、一、五、一	一一	九、三、九、七、九、九、〇	九、三、九、七、九、九、〇	九、三、九、七、九、九、〇
三重縣	一、三、四、四	一、二、三、一	四、五、一、〇	九、〇、〇、一、二、〇	九、〇、〇、一、二、〇	九、〇、〇、一、二、〇

監獄の新築に就きて

本表編成に就ては員數の誤寫誤算を懼れ反覆査閲をなすと雖も万一の錯誤を保し難し幸に高恕せよ本表は其多分廿六年によるも高知縣及福岡縣は材料所藏せざるにより廿五年のものを用ゆ

●監獄の新築に就きて

近來監獄新築事業の續々として勃興するは少くも獄務進歩の一顯象たらすはあらず然かれども此際に建築する處のものは古慣に倣らわすして宜しく將來

に來る處の獄制の變遷を鑒みざるへからず監獄制度の改正は既に眼前に迫まれり若しも一朝分房制又は階級制の發布あらんか現在の監獄は漸を追ひて改築するを要すへし其在來のものは改築するの止むへからずと雖も或は設施方針を誤りて現に建築せんとするもの迄も其期に至り改築の必要を見るか如きことあるへからず聞て處に依れば其筋に於ても爰に見る處ありて將來建築する監獄の設計に就きては十分精査せられ監房工場の位置構造に就ては其配置の如何に注意し特に監房は成るべく間取りを狭はめ拘留監は分房を以て主とし雜居房は僅か三四房に止め囚人監に少くも拘禁四員の三の分一に對するものは分房とせしむるの方針なりしと尤も豫算に關係し一時に斯くの如く多くの分房を建設すること能わざるときは雜居房とせしむるも將來に於て何時にても間仕切り等を以て分房と爲し得べき設計に改めしむるの方案なりと云ふ而て建築受請の際には多くは唯仕様書のみ添付に過ぎざりしか成るべくは配置及構造の説明書假令は「何んの必要に依り監房を丁字形とす」「何の必要に依り炊所と倉庫とを密接せしむ」等の如き總ての配置構造に對する意見書を添付せらるるを要

す然からされは設計の旨趣を貫くこと能はすして再三照會の末終には典獄及び主任者を呼出し説明を求めたる後にあらされり認可の運びに立至らざる例少なしとせず當局者に在つては須らく爰に意を注ぎ其旨趣を誤らざらんことを期すへし

●獨逸の巡閱に就きて

小河氏通信にあるごとく我邦に於ても監獄巡閱の官吏は職務若しくは遇因上不都合不正當と見認むものあるときは之れを指摘して其違例反行は之れを懇諭し直に改善せしめざるへからず又實務者の意見にして採用すべきものあらは速かに實行せしむるの方法を講ぜざるへからず近來の巡閱は稍々此旨義に依り不都合不正當の事項丈けは一々指摘して改善の注意を促さるゝものゝ如しと雖も未だ實務者の意見を採用して訓令若しくは通牒等に依り一定の實行を促されたる例なきか如し這は實務者に依て其意見を吐露せざるに依るか將た巡閱の吏員之れを採用せざるに依るか今内務省監獄巡閱内規第七條を見るに改良の意見あるものは案を具して内務大臣に提出すへしと之れ即ち巡閱官吏自ら發見したること及實務者の意見に依り改善の必要あるものを具申して實行を爲さし

め置る乗車も亦別に異せしむるの注意を要するや論なしと云も客車の都合發車の時刻等に依ては思ひの儘にならざるることなし如此は兼て驛長に照會し置き囚人に限り特別の方法を設くるの策あらんことを希望す

●沖繩縣典獄の交迭

奥川同縣典獄非職となり兵庫縣監獄書記長谷川信綱氏其後を襲はる抑も書記看守長より直に典獄に昇叙せられしは二三に過ぎず而かも集治監のみにして地方監獄より榮轉せられしは典獄創設當時の外其例を見ざりしに今回此好例を長谷川氏に見る爾今地方監獄に至大の活氣を生せん其筋の明察余輩の宿論と合するを嘉す

●内務屬木名瀬禮助氏

警保局監獄課勤務たりし同氏は今回兵庫縣へ出向を命ぜらる抑も同氏は數十年間秋田監獄各課長を歴任し其間第二期訓練生としてバ氏の薫陶を受け實務老練家として前年内務省監獄課に入り今や〇〇〇〇〇〇の一人なりしに前項長谷川氏榮轉と同時に突然該縣へ轉任せらる而して任務は第一課長若しくは姫路支署長たるへしと聞く又赴任發程は本月二十二日なりし

むるの法文なり既に意見採用の途を開きたるものなり當路者宜しく之れか勵行に勤め彼の獨逸に於ける如く巡閱の効果を發揚せられんことを望む

●看守招募旅費

陸路三里以上の地より看守を招募することときは陸路一里に付五錢宛の旅費を給すへき規程なるか故假令汽車汽船等にて招募に應ずるものありと雖も其旅費は陸路に相當する里數のみ給與すへきものにして汽車賃又は汽船賃を給與することを得ず然れども實際汽車汽船等にて招募に應じたるものに對し陸路の里程に依る車馬賃を支給するは事實穩かならざるの嫌あれば斯の如き場合は内務大臣の認可を受け汽車賃汽船賃の實費を支給することに改むへきものなりと云ふ

●汽車にて囚徒の護送

扣訴囚人の返還等に當り汽車にて之れを護送する際停車場群衆の中緒衣薙髮の囚人點々之れと伍を爲し汽車中も亦人民と混同するものあるを見る旅客の雜踏、眼前の飲食物一として囚人の耳目を撞破せざるものなし此際處する護送者の苦慮定めに察するに餘りあり成るへくは停車場の一隅に囚人を集團せし

●看守服務要綱

今回大日本監獄協會にて發行する看守服務要綱は看守養成の目的を以て編纂せる者にて其説く處は平易明晰新任看守は一讀して職務の要領を解得すべし古參看守は之れに依りて刑罰執行の摯實を期するを得へし今日に於ける看守の教習書としては無二の好著なりと聞く吾人は廣く本書の普及して實務上効果あらんことを祈る

●佛國政府より小河氏へ勳章授與

佛國萬國監獄會議へ派遣せられたる小河滋次郎氏は今回同國政府より勳章を授與する旨我政府へ通牒有と聞く名譽と云べし因に歐米各國中佛國は容易に勳章を授與せざる國柄にして我國は勿論他の外國人中にも同國の勳章を有する者は極めて僅少なりと云ふ

●香川監獄電氣燈を採用せらる

電燈の安全なるは今更云ふ迄もなし特に監獄に於て其然るを知る義に三油集治監に於て採用せられたる旨本誌を以て報道せしに今回香川縣に於ても其利益を認め全監獄内に電燈を用ひることとせられたり

●木名瀬課員の後任

同氏兵庫縣へ轉任せられたるを以て其補欠として會

て内務省より警視廳へ轉し第二期訓練生の名簿に上り今は大坂監獄に在る羽村就久氏監獄課に入るべしと聞く

●看守長の休暇に就て

看守長并に看守の勤務方は普通吏員の勤務方とは大に其趣と性質を異にす之を例せば監獄官吏即ち看守長看守は普通吏員の如く閣令定むる所の執務時間に出頭して退廳時間に退廳するを得ず識者は知らん可獄官吏は在監人と其進退動止を共にする者にして在監人の起床時より就役時迄には皆出頭して以て各々其司掌する所の戒護事務に従事し而して囚人の罷退還房後に退廳する止むを得ざる職掌柄なれば所謂早出晚退加之日曜日と雖も囚人は就役するを以て夫々戒護要務ある看守長と雖も必ず出頭し以て之が監督指揮を爲さざるべからず如此繁劇なる職務あるが故なるべく看守には已に休暇規則の設定ありて夫々休暇法の備へ有と雖も看守長には此設なし是れ今日戒護事務の精密を期する上の一缺點なりと云ざるを得ず已に看守に此必要あれば看守長にも亦此必要あるは略易きの道理なり今日の如き有様にては看守長は日曜日に休暇すべきものゝ如くに思はれ否日曜日

は當然休暇すべきものゝ如しと雖も是れ戒護上斯く爲すべきものにあらざるべし蓋し戒護の嚴密を望まば必ずや日曜日と雖も看守長の出務を要す是れ職掌柄斯くあるべき筈なり然らば之れに休養の道と與ふべきは當然の處置にして看守休暇規則に於けるが如き特別の休暇法を設けて以て他の普通吏員と殊別するは必要にして且獄事改良上の一急務たるべきなり速かに此詮議あらんことを敢て其筋に向て切望す

●在監人接見時限に就て

在監人接見時限は監獄則施行細則第八十八條に於て午前八時より午後四時迄の間と定めあり然るに實際上の取扱振を聞くに辨護人の接見は殆ど該規則の範圍外に出て或は該時限後に或は休暇の日に於て接見を請ふ者往々有之當局者に於ても亦之を認可し接見せしむる由なるが抑も在監人接見の時限を定たる所以の者は監獄に於ける取調上の必要より出でたる者なれば例令辨護人と雖も該規則に従はざるべからず然りと雖も辨護人の接見は辨論の期に迫り或は上訴期間に切迫せし場合に於て時限後と雖も接見するの必要なしとせざるも此點は辨護人に於て少しく注意を加ふれば前日に於て接見を請ふことを得べし若し

其期に迫り接見の必要ありとするも之れは通常のことにあらざれば特別の取扱を請ひ時限後に接見するを得るとするも其特別の場合を擴張して恰も通常なるものゝ如く心得往々時限後に接見を請ふものあり監獄署に於ても亦之を許さざるは果して如何なる考なるか疑なき能はず若し余輩の意見をして誤りなからしめば例令辨護人なりと雖も在監人檢束上必要あるを以て止を得ざる場合の外は該時限後に係る接見を許さざるに取扱はれては如何

●囚人護送規則の改正を望む

囚人護送規則の改正を要する事は業已に數年の以前よりの一問題にして監獄事務改良を營爲する今日に於ては一日も默過する能はざるものなり其改良を要する綱領を擧ぐれば先以て、經費の支出區分、傳遞し得べき種類、傳遞し得べき里程及道路の區域、傳遞官吏の資格及被傳遞者の員數に對する傳遞官吏の員數、傳遞官吏勤務心得條項並に傳遞者に附屬する貨物の受渡手續、等は最も縝密あるを要す元來規矩なくして有規矩的の成效を要するは所謂木に縁て魚を求むるの類ならん故に至急本則の改正を企望す

●八王子監獄支署の落成

警視廳監獄八王子支署は去る明治廿六年八月八王子町大火の節類焼爾來仮監に於て監獄事務取扱し趣の處過日全所字子安に本監建築落成去る八日を以て開署式を舉行せり來賓は警視總監八王子裁判所の判事檢事警視廳各部長典獄巢鴨市ヶ谷兩支署長三多摩郡警察署長及分署長郡長常置委員三多摩郡撰出府會議員監獄署員其他八王子町有志者等にして無慮三百名に達し式場は教誨堂に於てし第一園田警視總監祝辭を朗讀し第二山下典獄感冒に付監獄書記筒井明倫氏代理として新築の計畫工費及全署の沿革並に本監建築に付ての利益等を演說し次に全支署長横江氏の演說あり了て午食の饗應あり來賓各所看覽の後餘興として擊劍野仕合等ありて午後四時半來賓一同退散せり此本監の規模大ならずと雖も府下三多摩郡八民の利益は少なうらざる事にして在監人も適度の人員に付所過宜きをを得ば感化歸善の効を奏する事を得ん當日園田總監の朗讀したる祝辭及横江支署長の演說大略を掲ぐれば左の如し

○祝辭

監獄八王子支署茲に成を告ぐ乃ち本日をして之を誌す抑も本監は變に祝融の災に罹りしを以て去歲府會

て内務省より警視廳へ轉し第二期訓練生の名簿に上り今は大坂監獄に在る羽村就久氏監獄課に入るべしと聞く

●看守長の休暇に就て

看守長并に看守の勤務方は普通吏員の勤務方とは大に其趣と性質を異にす之を例せば監獄官吏即ち看守長看守は普通吏員の如く閣令定むる所の執務時間に出頭して退廳時間に退廳するを得ず識者は知らん可獄官吏は在監人と其進退動止を共にする者にして在監人の起床時より就役時迄には皆出頭して以て各々其司掌する所の戒護事務に従事し而して囚人の罷還房後に退廳する止むを得ざる職掌柄なれば所謂早出晚退加之日曜日と雖も囚人は就役するを以て夫々戒護要務ある看守長と雖も必ず出頭し以て之が監督指揮を爲さざるべからず如此繁劇なる職務あるが故なるべく看守には已に休暇規則の設定ありて夫々休暇法の備へ有と雖も看守長には此設なし是れ今日戒護事務の精密を期する上の一缺點なりと云ざるを得ず已に看守に此必要あれば看守長にも亦此必要あるは略易きの道理なり今日の如き有様にては看守長は日曜日に休暇すべきものゝ如くに思はれ否日曜日

は當然休暇すべきものゝ如しと雖も是れ戒護上斯く爲すべきものにあらざるべし蓋し戒護の嚴密を望まば必ずや日曜日と雖も看守長の出務を要す是れ職掌柄斯くあるべき筈なり然らば之れに休養の道と與ふべきは當然の處置にして看守休暇規則に於けるが如き特別の休暇法を設けて以て他の普通吏員と殊別するは必要にして且獄事改良上の一急務たるべきなり速かに此詮議あらんことを敢て其筋に向て切望す

●在監人接見時限に就て

在監人接見時限は監獄則施行細則第八十八條に於て午前八時より午後四時迄の間と定めあり然るに實際上の取扱振を聞くに辨護人の接見は殆ど該規則の範圍外に出て或は該時限後に或は休暇の日に於て接見を請ふ者往々有之當局者に於ても亦之を認可し接見せしむる由なるが抑も在監人接見の時限を定たる所以の者は監獄に於ける取調上の必要より出でたる者なれば例令辨護人と雖も該規則に従はざるべからず然りと雖も辨護人の接見は辨論の期に迫り或は上訴期間に切迫せし場合に於て時限後と雖も接見するの必要なしとせざるも此點は辨護人に於て少しく注意を加ふれば前日に於て接見を請ふことを得べし若し

其期に迫り接見の必要ありとするも之れは通常のことにあらざれば特別の取扱を請ひ時限後に接見するを得るとするも其特別の場合を擴張して恰も通常なるものゝ如く心得往々時限後に接見を請ふものあり監獄署に於ても亦之を許さるは果して如何なる考なるか疑なき能はず若し余輩の意見をして誤りなからしめば例令辨護人なりと雖も在監人檢束上必要あるを以て止を得ざる場合の外は該時限後に係る接見を許さるゝとに取扱はれては如何

●囚人護送規則の改正を望む

囚人護送規則の改正を要する事は業已に數年の以前よりの一問題にして監獄事務改良を營爲する今日に於ては一日も黙過する能はざるものなり其改良を要する綱領を擧ぐれば先以て、經費の支出區分、傳遞し得べき種類、傳遞し得べき里程及道路の區域、傳遞官吏の資格及被傳遞者の員數に對する傳遞官吏の員數、傳遞官吏勤務心得條項並に傳遞者に附屬する貨物の受渡手續、等は最も緻密あるを要す元來規矩なくして有規矩的の成效を要するは所謂木に縁て魚を求むるの類ならん故に至急本則の改正を企望す

●八王子監獄支署の落成

警視廳監獄八王子支署は去る明治廿六年八月八王子町大火の節類焼爾來仮監に於て監獄事務取扱し趣の處過日全所字子安に本監建築落成去る八日を以て開署式を舉行せり來賓は警視總監八王子裁判所の判事檢事警視廳各部長典獄巢鴨市ヶ谷兩支署長三多摩郡警察署長及分署長郡長常置委員三多摩郡提出府會議員監獄署員其他八王子町有志者等にして無慮三百名に達し式場は教誨堂に於てし第一團田警視總監祝辭を朗讀し第二山下典獄感冒に付監獄書記筒井明倫氏代理として新築の計畫工費及全署の沿革並に本監建築に付ての利益等を演說し次に全支署長横江氏の演說あり了て午食の饗應あり來賓各所看覽の後餘興として擊劍野仕合等ありて午後四時半來賓一同退散せり此本監の規模大ならずと雖も府下三多摩郡八民の利益は少なからざる事にして在監人も適度の人員に付所過宜きをを得は感化歸善の効を奏する事を得ん當日團田總監の朗讀したる祝辭及横江支署長の演說大略を掲ぐれば左の如し

○祝辭

監獄八王子支署茲に成を告ぐ乃ち本日をして之を落す抑も本監は髮に祝融の災に罹りしを以て去歲府會

の協賛を得工を本年三月に起し月を閲すると僅に九
たひ竣工の速なるは亦以て諸子夙夜の勞を知に足る
惟ふに入王子支署の囚人たる從來多くは柔順の性を
有す若し之を他監に移さば或は橋をして枳に變せし
むるの恐なきに非ず今本監再ひ成るや擧て此罪囚を
拘禁し復た他に移送するとかくんは庶幾くは此輩を
して磐固有の頁を存せしむるを得ん加るに押送の元
費を節し刑罰の執行を嚴にし獄務の煩擾を避るに於
て其得る所亦尠からざるへし蓋し前には巢鴨支署
の建築成り今亦本監の竣工を見る府會議員諸君か小
官をして益々獄制の改善を成しむる誠意に對して深
く鳴謝せすんは非ず事に獄務に従ふ者如何と奮勵す
る所なくして可ならんや聊か蕪言を述以て祝辭とす
明治廿八年十二月八日

警視總監從四位勳二等園田安賢

○横江支署長の演説

小官現に司獄官の任を辱し乏を當支署長に承く故に
本日本監落成開署式執行に際し一言せざるを得ざる
場合に遭遇せり爾し予は訥辯にして演説の如きは甚
た不得意なれば言語の前後することを免れす宜く諸
君の清耳を以て御聞取あらんとを請ふ而て予は斯の

せり是に於て大に困難を極め百三十有餘名の在監者
を拘禁するの場所なきに苦しみ百考千思以て當裁判
所法廷の中を借り一時此に拘禁せり而て同年九月十
日舊地に假監落成せしを以て直に移轉し以來本日こ
の本監落成に至る殆ど二年三ヶ月を経過せり予願ふ
に若しかの類焼の災あらざれば本日此の新監落成を
見るとを得へきや何如尤も處に顯明の上官あり府に
賢名の議員諸君のあるあれば早晚必ず適當の位置を
とし轉地改築せらるゝことは信して疑はざる處なり
爾りと雖も此の類焼の不幸なからずんは仮令新設せ
らるゝも壹万四千有餘圓の費用を盡し以て今日斯の
如く速に轉地改築の開署式を見んとは難るへし故に
思ふ先に類焼の不幸たるは後に當監の幸と亦時なる
かを併し仮監の如きは全く一時の建物にして其構造
極めて粗末なるか故に本監建築も非常之に之を急ぎ技
手の能く講ずる處良工も之に調ひ本年四月二日を以
て工を起し今日に至る僅か九ヶ月間に於て本監全く
落成せり之れ則ち上官且つ府會議員諸君の力を監獄
に盡さるゝの結果にして予の満足何事か之に過さん
借て之より聊か當署在監者の實況概略を述んに當署
に拘禁する犯罪者の如き多く多摩三郡のものにして

如く諸君の御臨席式場に於て演説をなすの光榮たる
事は實に予の幸福の至りに堪ざる處なり
抑々當支署の事は諸君も承知せらるゝ如く原は神奈
川縣監獄の一支署にして其創立は明治十一年に於て
八王子區裁判所内へ刑事裁判を置かるゝに當り八王
子町字横山に(從來在監獄地)地所五百有餘坪を擇み
始めて此に未決監事務處其他付屬物等を建築し僅に二
十名以下の未決者を拘禁し囚人は凡て本縣監獄及び
横須賀支署に押送せり其後追々在監者の増加するに
及び監舎の増築をなし明治廿四年に至りては刑事被
告人七十名囚人四十餘名を拘禁せりと然る處明治廿
六年境域變更あり神奈川縣下の三郡則ち武藏國內に
於て南多摩、北多摩、西多摩を東京府の管轄に移され
同時當支署の如きも其郡中にあるを以て更に警視廳
の管轄に屬し爾來今日に至りしなり爾るに當監舎の
位置たるや市中の民屋に挾まれ万一近隣に於て失火
等ありしならば如何して之を防ぐへきか予も當署へ
赴任日尙淺しと雖も其職務として之を放棄するとな
能が故に明治廿六年四月轉地改築の志望を起し取調
をなし以て其筋へ上陳せり然るに幾月ならずして同
年八月六日市中大火の爲に類焼し監舎皆な烏有に歸

東京及び他府縣者の如きは僅に十中の二に過ぎず而
して此の三郡の犯罪者たるや其性質稍々善者に近く
以て當署在監者をして東京監獄の在監者に比する時
は大に相違せり之を實験に徴するに當署在監者は能
く獄則を謹守し教令に服従し以て役業に勉勵せり且
つ加犯者則ち三犯四犯者の如きも放免後多く郷里に
飯して實業に従事せるも半年乃至一ヶ年を経過し處
刑を受けたる餘熱の漸く冷むるに及んで復た罪を犯
して入監するもの多きにあるか如し又此の三郡中
の犯罪者を東京監獄へ押送せんとするときに臨んで
はみな當署に置かれんとを願へり如何となれば東京
監獄の如きは多數の囚人を拘禁しあるを以て之に馴
交するを快とせず又東京に押送せらるゝに於ては親
屬故舊をして差入面會の如きに至り以外に費用を要
するに困めはなり已に感化飯善の見込ある未丁年初
犯者の如きに至りても假監の構造狹隘にして定數の
外置へからざるか故に止を得ず之を東京監獄に押送
せしは實に忍びすと云ふへきなり然るに本日以後三
郡の罪囚をして重罪を除くの外凡て當署則ち是の新

監獄に拘禁するを得たるは實に之れ三郡人民の利益のみならず又大なる幸福ならずや當署と雖も多くの手数を省き多額の費用を減少するに至れり而して此の監獄に拘禁する人数は二百五十名の豫定なりと雖も聊か分外を拘禁するを得るに至る斯く我國に在る在る監者二百五十人に至る監獄の如きは極めて小監獄なりと雖も聞く獨逸國監獄の如きに至りては在監者二百五十名以上を以て大監獄と稱し二百五十名未満を以て小監獄と稱すと然らば當監獄の如き我國にありては小監獄なりと云ふ雖も獨逸國に比するときは則ち大監獄なり故にこの大監の成就したるに於ては自今署員一同一屬職務を勉勵し益々治獄の目的を達し以て之に報ひんすんはあるへからす云々

◎幻夢

道 樂 生

○言は猿 見猿、聞か猿こと茲に三年、分けて本年は申年、今更愚癡を言は猿を吉とす
○去れ 去るに時機あり、去て手足を展へよ、箸の上下、姑意地目に堪ふ可んや
○好例 姫路に出つ、余輩其人の爲めに之れを慶せんよりは、當路方針の玆に出たるを賀す、語を寄

は眼を以、具さに因情を照せ

○言ふこと 皆行はれ、爲さんと欲する所之れを爲す、吁多望なる哉斯道の大王、多福なる哉此老翁
○燦爛たる勳章 小河君の名譽、小河君の名譽は即帝國の名譽と、監獄の名譽を世界に表彰する所以、一片の勳章其重きこと千萬斤

寄 書

●前北海道教師

易 水 運 人

前北海道教師師原風照君外四名諸氏が三個の辭職理由は舊冬國民統上に散見せり然れども余輩の愚昧淺識其意の在る處に彷彿せり然れども單に諸氏が辭職の理由とすれば余輩別に彼是云ふに及ばす思ふに及ばす然れども中に教師前途の利害に關る多きものあれば獄せんとするも獄する能はず依て余は斯道の爲め直に一書を載して之を教を乞ふと欲せしも復余輩の平素諸氏を信するの厚き誦らく之或は活字の原稿に背きしならん兎も角監獄社會の鋭耳敏目たる監獄雜誌の發刊を待て若くは舊雜誌刊今や遲しと待たたり果然監獄雜誌は諸氏が三個の辭職理由を詳説せる一文を讀みしに於て然れども余輩の疑惑は猶依然たり否詳説は詳説より一讀は一讀より疑雲を厚からしむ今は斯道の爲め獄止するに却て思ふに左に辭職を述べ
さて逐次之を述んに第一諸氏は教師の主義に就て道義主義を採て宗教主義に反對せり之れ余輩が疑惑の要點なり熱心なる宗教家の言と

す典獄諸君、爾今其部下より、適當の候補者を出すの準備あつて可なり

○北海道に 火の手を揚げ、名古屋より警鐘を打つども、よも東京の火消は出まじ、蓋し各主旨、否宗旨、否々管轄違なればなり

○情弊を 生すると、事務の舉らさるとは、其人物と、上司の監督如何にあり、若夫、夫子の意の如く、非免交代を屢々せば、事務倍々擧らず、情弊愈々生せん、中立子、玆一言關涉す

○獨逸高等司獄官 學術と、實務の實習を開始す、而して其發議はクロイ子翁と云、或は疑ふ我國典獄訓練の効果を孫弟子の血統ある岳洋君に教へられ、夕翁の學說初めて實地に行はれたるには非ざる乎、彼の歐米の武器、歐米の訓練を得て其實地を毛唐人に教へたる日本、見よ、今に見よ、彼れ毛唐人が監獄の見本を帝國に取るの時機來らん、諸君責起一番せよ

○已れ 人につられければ、人又已れにつらし、人を冷評すれば、人又我を冷評するの時期來る、人を呪は、穴二つとは千古の金言

○電燈 を以て監内を照す最も可あり、尙望らく

して仰佛教徒にあれば基督教徒にあれば監獄が宗教家たるを以て之を聘する以上は豈に偶然ならんや亦被聘者たるものも豈に偶然視して應聘すへけんやかの頑強剛毅の民を拓殖植善するは宗教の感化力に由るの最良捷徑たるを以てなるへし宗教主義を排斥するが爲に殊に宗教家は聘せざるへし

夫れ宗教の信仰心は都ての善行の源泉となり都ての惡行の堤防となるへきもの、よし眞宗の信仰は容易に啓發し難しとすも多少の宗教心を發起するものは大善人たる能はざるも大惡人たるには至らざるへし余輩は堅く信認せり否、この點に付ては苟も宗教家たるものも恐らく一人も異議ないへきを信す者ありとせばはるは自己の信仰心の薄弱を若くは自宗の非眞理を暴露するもの也

余は知人に二三の宗教家教師を有す曾て其談話中に監獄が宗教家を聘しなから司獄官中不心得のもの往々宗教と衝突する如き點を指し置るに對しては聽て論議せしことありと聞く所なるも未だ之を獎勵助成するか如き措置に對しては一言片句の不平も唱へしものあるを聞かす況んや辭職杯と最後の運動をや與哉前北海道教師師且自ら北海道監獄廿四年度の改革史を叙して其尤も特色とせるものは基督教徒の教師を任用せられたることなり云々の一節あり此く大膽らしく冒頭を置きながら基督教の實を顯はさしめんとする即宗教を以て教師の主眼と定め感化の源泉とせしめんとする當路者の方針に對しては不平を唱へ辭職せざる可らずと迄斷き立つるはうも何事やや眠くへからざるの宗教ならはうの信徒を採用せしめて何う改革の特色と誇稱するに足らんや之れ余が辭職の理由とする第一項目に付て尤も疑惑に耐へざる所以なり夫れ或は別に爲にする所あるか故乎

次に諸氏は云へり作業經濟に偏重して感化教誨に重を置れざることを余輩も平素大に痛歎慨切する所なり實に諸氏も同情同感に耐へず極北のこゝ固より道達達にしての真相を知るに由なきも當路者の教誨に對する冷熱は各地大差なきもの哉然れども諸氏が云ふ如く教誨は有耶无耶の間に埋没せらるる云々云ふ如きは少しく苛酷の言かと思惟す何となれば諸氏が辭職の理由とする第一項の宗教主義を採て道義主義を採らせらるること云へるを以て其の一斑を知るへし然れば諸氏多年經營盡瘁せし感化事業を斷然放棄する程に无情の當路者には非ざるへき乎余輩諸氏が爲に其早計を惜む若し諸氏が云ふ如くんば余は當路者の速に返音あらんことを望む次に教師師としては幾派の人を用ふへからず

この項は余輩も大々的宿論なり看護書籍の如きも斷乎としてこの方針を採らざるへからず然れども諸氏の主義に依らば敢て左せる害なきか如し諸氏夫れ自身も吾儕は教誨の教育事業たりと信するを以て過大の重を宗教に置かす云へるを以て可知然れども何故か不幸にして諸氏が最後の運動の止むへからざる要目となれり諸氏は井用の害を述べて曰はく狹隘隔離の天地同情紛亂宗の紛争を來す豈に耐んやと夫れ然れども宗教に偏せし事道義を主とする諸氏の主義に依らば豈夫れ然らんや何となれば說主如何に多派の信徒たりさて說事に於て異口同一道義の外更に説く所なくんば何に依て宗教上の争を生せんや若し吾儕は道義に依るも一方宗教を説く故に宗派の紛争を來す云々之れ亦謂れなし都て争なるものは一色にては生ぜざるものなり果して然らば第三の理由も漠然捉風の感を免れす已上三理由一として余輩は辭職せざるの止むへからざる所以を知らず矣之依思此余輩は熱心なる基督教信徒として多年北海集治

御辭職する迄御禁物の機密書簡に於て御自白被成候此の矛盾は如何や
記者日本會は本會の見る所を記す本會と寄書家の意見と矛盾するものもあるも本會其實に任せず

●看守宿料の件に就て

筑山多峯生

夫れ看守は最も至難緊要の職に在て其身甚だ輕視せらるる其責任は最も重く且つ勞働の困難なること土方人足も尙ほ之れに及ばず而して其受くる處の奉給は僅かに口糧を凌ぐに足れり動もすれば目前の生計に支持する能はざるものなきに非ず事實已に然りとなす之れか適任の人物を得んを欲するも容易なりとせん哉吾人は現今の實況を見甚だ之れを愁む而して尙ほ將來の深憂更に大なるを感ぜずんばあはざるなり

看守の俸給を増加すへしとは輿論の已に一定を見たり否獨り輿論の希望を得たるのみならず其筋に於ても亦之れか必用を感し深く爰に用意せられつゝありとは吾人の早や已に傳聞したる所なりき而して爾來日清戰爭は其終局を告げ臺灣亦確定に歸せり世の趨勢は愈々其必用に迫り來れり遂に昨年十一月勅令第百五十九號を以て巡查看守宿料給與の件を公布せらるる吾人は双手を擧げて全國看守諸君の萬歳を祝すると共に身之れに職責に在る者奮勉精勵以て斯道の爲めに生涯を盡すの決心覚悟あるべきを希望せしんばあはざるなり然り而して該勅令の解釋は千差萬別未だ以て歸一の論定を見ず余熱々案んするに勅令の趣旨たる薄給者の生計を補助し以て内顧の憂なく一意専心職務の爲めに身を盡瘁せしめんとの旨意に外ならざるなり然らば

監の教師師たりし諸氏が一朝袖を運て隻影たも留めず辭職の止むを得ざりしものは必ず則に一の深き理由あるべきを疑ふなりかの語に地に依て起るものは地に依て仆れ雨に開くものは雨に散る云ふや眞理ならはかの北海道基督教教師辭職の源因は雲花紛々寒風凜烈たるの候に非ずして遠く英威嚇々人を殺すの時にありしならん乎余輩已に去るの諸氏に向て多年在職の功勞を頌歎せしめて無禮の言讒々數百量に情に於て忍んや然れども教誨前途の尙渺茫百戰紛々諸事創立の際たるを思へば豈に夫れ等を顧みざるの道あらんや事苟も教誨上の前途に關するものありと思ふことは容赦なく忌憚なく論争せざるを得ず諸氏幸に余が微衷を察せよ余輩に他異あらんや教誨の前途を憂てなり諸氏が這般の言行も亦然らん然れば余は諸氏と言論に於て莫逆の友たる能ざるも精神に於ては無二の莫逆の友たるを信す既に无二の莫逆の友たり豈にうの去るに臨んで一滴の涙なきを得んや只に一滴の涙にして足らず吾日本國の監獄は如何に長足の進歩をなすも猶數年間は今日の如く作業經濟に重を置くなるへし殊に現今戰後經營問題の鼎沸するを思へば諸氏が監獄の感化事業殆んど絶望の區域に屬するなきを杞憂して滴涙更に滴涙に堪へず然れども宗教多事の今日宗旨有爲の諸氏にして徒に道義主義を唱導して神の福音を傳ふへからざる職務(諸氏の主義に由れば)に埋没せんより寧ろ天に在す神は深く悦び玉ふやも未だ知るへからず否余輩は全能の神は必ず諸氏を不遇ならしめしを知るなり人間万事案牘馬諸氏亦深く憂ふる勿れ時正に嚴寒幸に自重自愛せよ

何れの地を問はず一般に給與せらるるべきは勿論なりと雖も物價の高下に依り其範圍内に於て多少の區別あるべきは當然のことと信す然るに其解釋に就ては洋々散士なる人あつて前號の紙上に評論せられたり余輩は其大體に於ては大に賛同する所なりと雖も専ら都會の地に厚くして地方に冷淡なるか如き意見には明か異論なき能はず勿論三府五港の地は物價高騰加するに生計の程度甚だ高く困難は困難なるに相違なかるへしと雖も元來都會の地は商社工業の類繁多多に設立せられあるに由り家族は之れ等の内職に従事して生計を補助するを得べしと雖も地方には斯る便利甚だ寡く特に僻地の地に於ては多額の金を拂ふと雖も住居するの家屋なく而して日常の物品は遠隔の地より運搬するを以て隨て諸物品の高價なるは勢ひ然らざるを得ざる所なり依之觀之都會なりと雖も決して困難なりと言ふへからず又地方なりと雖も決して容易なるに非ず吾人は寧ろ地方の不便困難なるを感ぜずんばあらず又散士が三府五港に重きを置き地方に冷々たるに之れ偏に迷了の見たるを免れざるなり土地の状況は目下其筋に於て精密取調中なりと聞けば早晚各地に於ける支給の程度を知るを得べしと思考す聊か記して當局者の参考に資す

●大阪府監獄の貯金廢止に就て
在大阪 洋々散士
散士は本誌第六卷第七號寄書欄に於て大阪府監獄の貯金法に就てと題し從來大阪府監獄が實行する處の貯金方法の不完全なることを詳細論述して之を世に公にしたり然るに當局者の銳敏なる散て非を飾らす散士が忠告を容れられし明治廿八年十二月を以て斷乎として從來の貯金方法を廢止して第二課に預り居りたる凡ての金額を看守

に運付したり嗚呼此の不完全なる貯金方法の廢止たるや實に大阪府看守諸君の權利のある處を明にせられたるものなり從來何れの官署たるを問はず人民若くは部下より預りし金額其の收支の不明瞭の爲め之を奇貨として費消したるもの多かり現に大阪府西警察署諸君部檢見解受産なるものは逕査の貯金及其他の官金も費消し又同府監獄書記野上新六氏に領置金取扱主任なりしが明治廿七年七月七日領置金七百五十圓を拐帶し當時兩名共大阪府監獄署に於て苦役に服しつゝありと聞く古人の所謂小人玉を懷重罪ありと誠に金言と謂ふ可し然るに大阪府監獄署に愛に英斷を以て從來の不完全なる貯金方法を廢止して一時に貯金を看守に還付したるは一而看守の爲めに實す可きも共に從來大阪府監獄署に對し多少の疑團を懐きしものも其の疑團は旭日の積雪を照せしか如く一時に疑の雲霧は氷解せり監獄も亦他より一點の隙を容れらるゝことなきや明なり俟て散士は愛に更に大阪府監獄署に向て一の冀望を述べんと欲す并に何うや他なし從來の貯金方法廢止と共に更に三島集治監の如く看守貯金規約を設けて新に完全なる貯金方法を實施せられんことを冀望す云爾

戒護上に於ける看守の責任 佐原生

看守は戒護に従事するものなれば其戒護上に就て責任を有するものと固より論なしと雖も單獨にて戒護に従事するのみは限らざるを以て之れが責任を論ずるは敢て無要のことにあらざるへし例せば看守二人にて囚徒數十名を戒護し假令分割はせざるも看守一人は前に他の一人は後に在て囚徒を戒護し或は道路の屈曲せし所を通行するに際し半は進行して後の看守は前中の囚徒を目撃し得ざる場合在ては前中囚徒の内看守の隙を窺ひ逃走したるときは勿論前の看守は不注意に因り逃走せられたるの責を免れずと雖も後に在り

たる看守の責任は如何なるものなるかは是れ一問題なり此場合に於て或は看守に連帶責任を負はしめ二人共に不注意の責を免れずと云ふ者ありと雖も此説に同意し難し何となれば連帶責任なるものは推定し得べきものにあらざればなり

然らば連帶とは如何なるものなるかを一言せん例へば二人共同して金千圓を借入れたる場合に於て通常の規則に従へば債主は債償者の一人に對しては其半額則金五百圓つゝを請求するを得るのみ然るに其義務者若し連帶義務を負ふときは債主は債償者の一人に對して全額則金千圓を要求するの權あり故に其全額の請求を受けたる債償者の二人は半額を弁済して其義務を免るゝを得ず是れ連帶の最も著しき効果なりとす凡う純然たる義務の連帶なるものは契約若くは法律の特定したる場合に於て成立するなり然れども其義務を生ずる原因たる所爲の性質に由りて義務の連帶さなるとあり例へば二人共謀して人を殺害したる所爲は各其全額を爲したるものなりと云はざるへからず故に殺害の所爲は二人間に分配して各自の爲したる部分を定むるを得ず是れは民法及び刑法上の連帶責任なりと雖も連帶責任の生ずる原因たるに至ては一なり

放任は退歩の基 佐原生

然らば此問題たる看守の責任は契約若くは法定の連帶にあらざるは勿論所爲の性質に因りて連帶を生ずるものにあらざれば後在りたる看守は前中囚人の戒護上に就て不注意の爲め逃走せられたるを責むべき過失なきを以て前に在りたる看守の不注意より逃走せられたる責任を負ふべき筋の者にあらざると思料す實際家の意見果して如何

しならん然るに監獄學に在ては各國の法文より翻譯せしもの殆ど之なし従て獄務改良の參考に資するに由なし余は常に之を遺憾とす希くは君實地を取調へられたる上は各國の監獄法及び施行細則等を讀し師て翻譯せられ洵く世に公けにせらるゝに於ては蓋し大なる益あるへし岳洋先生之を語せらるゝや否余は國家の爲め敢て切望す終に隨て余君の健康なる祈る

偶感

天外生

凡う國家の治亂興廢を案するに賞罰正規を失し亂彈偏倚し秩序頹廢するに當ては國力微弱にして元氣喪滅し殆ど覆亡を免れず然れども賞罰嚴平として至公至正苟も軌一を缺かず秩序又整然たるに於ては國家の隆盛期せずして踴るべきや如し之れ邦の内南洋の東西を論ぜず悉く同一轍たり故に賢宰相は國家を経營するに先づ指を賞罰に風す之れ豈に嘗に國家の經營のみならん國家の一分子一局部たる亦然らざるはなし國家の一分子一局部にして賞罰同軌に出てす亂當亂罰に失せん乎局部の命脈推知するに難からざるなり何ぞか亂當亂罰と稱するや曰く勤勞功績なく而かも尚善行なくして賞典に浴し勤勞功勞共に著大の功を以て措て問はざるもの之れ亂當なり又瀆職進行に至らざるなく過誤職職手敗ふるなきも或は之を亂彈し或は之を不問に措く之れ亂罰なり凡う如此にして國家の隆盛を圖り事業の進歩を祈る之れ豫木要魚の類にして反て光輝燦々文物整然たる國家をじて遂に假面假裝たらざるなきやを疑ふしむるに至らん況んや監獄事業の如き國家分子に於て最大なる關係を有するものに於てをや當局者たるもの豈に深く戒心慎重を盡せずして可ならんや現今我國監獄事業たる往昔の牢舎を以て稱せらるゝものに比較せば

岳洋先生に望む

霞堂主人

平素余が敬服する所の岳洋先生は先に政府の命を承け佛國に開く萬國監獄會議に委員として臨席せられ芽出度其任務を了へ戦捷後國威を輝かしたる如く我監獄の實況を各國委員に知らしめ名譽を博し得たるは全く君の力なりとす

今也二三の國を経て獨逸に遊び實地取調に従事せられつゝありと聞く其多忙なるにも拘らず君の通信は屢々新聞雜誌に相見はれ倍々敏腕の聞へ高し又吾人の得る所少からず豈感謝せざるへけんや我國法學の發達進歩せしは蓋し佛獨英より輸入せしもの預て力あり

其周租長想實に天地月露も嘗ならざるへしと雖も未だ乳臭不完なり
さは識者の風に確證する所なり然れども幸に全國多數の司獄人士は
挺身奮意斯道の爲め大に劃策し熱心改竄を論し今や全力を盡して實
収に致せしめて維れども尚ほ足らざるもの、如く之より治獄の腹意
々顯者ならんぞと之れ豈に異日全世界に福たるの曙光にあらざるな
きを得んや如此進運の象を呈し司獄官をして勇氣勃々として餘りあ
らしむるもの一は主務者の經營提て適切なるに因るも雖も抑々亦普
國教師が我國監獄の情勢を爲り活動せしに因由せんは何んすれう
克く今日あるを得んや教師が斯道の學識として獄事の爲めに總攬す
るに嚴正主義を以てす聞く鴻志何んすれう豈に一部監獄にのみ運
用せしむるの意ならんや實に中央監督部又之が柱石に賴て以て樹ち
四方を制馭するのみならず上下一貫致て押ふ所あらざらざるに在
るなり此に於て今日獄事の基礎強固に治獄上一層の光輝を發揚す
るの時運に際會せるものならん嗚呼嚴正主義之れ眞に我國獄事の現
境たるにあらざるなき乎之より聊か懲戒處分に就て卑見を陳せん
近時官報欄内に典獄の懲戒處分を見る事小に似て小に非らず然れ
ども其有數たると共に中央監督部の英斷嚴正なるを喜ぶ否實に余輩
が耳染にする所の失誤數と處分數との逆比例をなすを咎む彼の開室
を破壊し夜中逃走を遂げたるもの、如き又外役場及監獄據内より逃
走したる者の如き其他幾多過失の事實は其數實に尠少にあらざるを
知る然るに怪なる哉未だ是等貴問の聲を聞かざるもの、あらんとは
余輩素より懲戒處分の夥多無數なるを好むものにあらず雖も雖も
苟も中央監督部に以て嚴正不偏の主義を確執し又確執せざるを得ざ
る嚴正主義を以て百事を處理し以て四方を統御せらるゝに於て尙之
等疑念を起さしめん乎形骸上より見るときは嚴正なる主義は實に隻

實す固より十日の窮たるを免れるなり

明治廿二年七月勅令第九十三號監獄則第三十五條第二項に於て重罪
裁判所に移すの言渡を受けたる刑事被告人に接見を請ふものあると
きは其現在地の裁判所長の允許を受けるに非されは典獄に於て之を
允許せざるを以て支部監督判事に於て決定したる重罪の刑事被告人
に接見せんと欲するものは遠隔なる本廳下に来りて裁判所長の允許
を受けるにあらずれば接見するを得ず往復に時日を費やす内には
抗告期間の三日は経過するを以て實際に於て是等の手續をなすもの
なり刑事被告人が護送せられて本廳下の監獄に到着するの日を以て
始めて接見するを得るの不便あり又護送決定に對し抗告をなした
るものに對するの接見は前述の如く本廳下に来りて裁判所長の允許
を得たる後にあらざれば接見するを得ず支部所在地の監獄に在るもの
は是等の不便なくして容易に接見するを得支部所在地の監獄に在る
ものは前述の如き不便を排除したる上に非されは接見することを得
ず等しく重罪の決定を受けたる被告人にして如斯便不便あるは畢竟
監獄則颁布の當時本廳あることを知りて支部ありしとを知らざりし
に坐するのみ然れども裁判所長とあるは部長を以て之に充つるの
旨趣なりと云はんや抑も部長は其事件起りて始めて其名あり且重罪
は權限外なるを如何せん又た監督判事ありと雖も且つ單に區裁判所
の行政監督に止り裁判所長と見做し得べきに非ず然れば到底此不便
は除去し得へからざる歟本案の場合に於ては據て地方裁判所長より
區裁判所監督判事に委任し置敷決定をなしたる監督判事に於て之れ
を允許する歟の二途に外ならず監督判事に委任すれば素より論なし
と雖も監督判事に於ては已に其事件に付決定を下したる以上は關係
なきか知しと雖も其事件に付抗告ありたる場合は之れに意見を付

影だも止めざる者の如し若し果して余輩の觀察にして誤りなからし
めば之れ實に我國如獄前途に於て大に杞憂すべきものにして國運の
消長に至大の影響を與ふるものなり假想せよ一書を統轄料理する典
獄に於て爲一斯る處分に出ん乎如何にして人才を登用し如何にして
衆庶を統御するを得るか又如何にして醫務を確然整頓せしめ萬般の
完成を全盤せしむるを得る歟之より人心乖離し事業の不當や實に火
を晴るよりも明々たらん論者或は曰はん之れ調査上貴問の理由存せ
ざるに由るものなりと然れども如何なる理由如何なる事情ありとす
るも余輩公正なる眼光に於ては形骸上均一の者をして二様の裁斷た
りしを疑はしめ嗚呼我輩獄事業たるや前途尙遠逝なり然るに獨り
此懲戒處分にして嚴正ならざるが爲め率て以て現況の盛運をして一
頓挫一失墜せしむるか如きとあらしめは實に中央監督の名實相背き
治獄吏をして衆く汚名を千載に遺さしむるに至らん之れ國家の爲に
深く悼惜し斯道司獄の爲め悲痛に堪へざる處なり中央監督部にして
監獄事業上嚴正主義の効果を實收し永く教師の恩露を表さん欲ま
は將來一層の英斷公正ならんことを切望す語に曰く千里の堅堤風穴
に壞るを致て尊威を冒し所感を識す

● 刑事被告人接見に関する件

横濱 頼 珍 漢

重罪公判に移すの豫審決定を受けたる刑事被告人の接見は所屬裁判
所長の允許を経るに非されは之を許可せずとの監獄則第三十五條第
二項上段の規定は客年七月廿六日警司甲第二〇號小野田警保局長よ
りの通牒により其命脈を絶てり實に至當のものと云ふ可し今之に關す
る某檢事正の何及之に對する司法省の訓令を掲げて大方の參考に
して書類を被告廳に交付し若くは之を更正する等未確定即抗告期間
は其事件に於て全く關係を絶たるに非ず且つ其事件を熟知し居る
を以て容易に之れが許可否を決し得べき便あるを以て同項末段監至
監察の場合と等しく豫審判事に於て之を允許するを以て事理に適し
たるものとす加之第一審に於て重罪の刑に處せられ控訴を爲す場合
に於て書類整頓若くは扣訴豫納金免除願申に於ては其事件上訴廳の
管轄なりと雖も之れが接見は現在地の裁判所長とあるを以て之が許
否をなさるべきと云ふこと均く抗告期間に勿論被告人が未だ護送の途
に上らず支部所在地の監獄に拘留せられ居る間に共に豫審判事に於
て便宜上之を允許し差支無之體思料せられ候二個孰れにするも此不
便を除き本廳支部の區別なく等しく接見の便を得候様教度何分の儀
及請願候也

訓 令

本年六月十五日庶第一〇六九號請願刑事被告人接見に関する件監獄
則第三十五條第二項中（前項の場合に於て云々より裁判所長の允許
を受く）迄は裁判所構成法及刑事訴訟法の實施と共に當然消滅
したるものに付重罪公判に付せられたる刑事被告人の接見も全條第
一項の規定に依るべきものとす

● 神通居士の惑ひを解く 紀 律 生

嘗て神通居士は看守巡査轉任問題に就き雄辯を唱ふるに因り余は本
誌第六等第十一號の紙上に於て居士の説を駁論せしに彼は執拗にし
て其非を悟らず次號に於て再び轉任問題を駁すも雖も不相變態説を
主張せり因て是迄の行掛りに對して一言を以て彼れの惑ひを解かん
とす

第七卷 第一章 法

令

五十六

第一居士は二十餘年來地方廳が制定施行したる採用規則の時代に在りて轉任を許しなから中央政府が發布したる採用規則時代に至り看守巡查の轉任を許さるゝの理由なしと云ふ雖も居士の説は一を知て未だ其二を知らざるものと云はざるを得ず何となれば従前地方廳に於て採用規則を制定施行せし時代に在ては看守巡查の任免は地方長官の隨意に任せありしを以て看守巡查轉任も敢て支なりしか既に中央政府に於て採用規則を制定せし以上は地方長官と雖も其規則範圍を脱して擅に採用若くは轉任せしむるは無試験にて採用するものは例外として限定しあるを其例外なるものは原則上擴張して解釋するを許さず但居士は採用にあらず轉任なりと通辭を撰るを以て以下に併せて此點を論ずへし

第二一般官吏の例を舉げ看守長より警部、廳、郡書記等互に相轉するを得るにあらざるや云ふと雖も此例は御氣の毒ながら居士の利益とならずして却て自殺を遂ぐるに至るに似たり居士が所謂看守長の中にも特別任用例に依る者なしとせず然れども本論は採用規則より起りたるものにつき正則に従ひ是又試験を経て採用せられたる看守長と假定して論ずへし抑も普通試験を経て看守長に採用せられたる者は當に看守長たるにあらずして判任官たるの資格を有するを以て警部廳郡書記等に轉任することを得るものなり（假令試験を経てあるにあらざるも從來判任官たる資格を有する者も亦同し）然れども看守巡查の試験は全く之に反して各獨立するものなりとす故に看守の試験を受けたる者は看守たる資格を有するのみにして巡查たるの資格を有せり巡查の試験を経てある者も亦看守たる資格を有せず果して然らば甲縣の看守より乙縣の看守に轉し乙縣の巡查より甲縣の巡查に轉することは同一資格たるを以て聊か支なしと雖も看守よ

り巡查に巡查より看守に轉任すること其資格なきを以て決して出來得へからざるなり居士は此理を論ずして二者同一に之を論ずるは所謂生兵法大創のもゝにて居士の自殺を遂ぐるに至りしも亦止を得ざるなり
以上論する如く正々堂々たる余輩の論戰に對しては一言の下に居士の誤説は敗軍し到底生存する能はざるを以て通辭其他の枝葉の點は敢て追究せず頑固たる居士も此に至ては迷霧を吹き更に迷ひなかるへし

法令

臺灣現行法令

日令第二十一號

臺灣住民刑罰令臺灣住民治罪令臺灣住民民事訴訟令及臺灣監獄令別冊の通相定め明治二十八年十一月廿日より施行す

明治二十八年十一月十七日

臺灣總督伯爵 樺 山 資 紀

○臺灣住民刑罰令

第一章 總則

第一條 此刑罰令は臺灣（臺灣島澎湖列島及び附屬諸島）住民に適用す

第二條 此刑罰令の總則は他の總則を定めざる諸罰令に適用す

第三條 此刑罰令に正條なき所爲と雖も帝國陸海軍刑法及び普通刑法に正條あるものは之を罰するを得

但其刑は輕重を斟酌して此刑罰令の刑を適用す

- | | |
|-------|-------|
| 一 死 刑 | 二 懲 役 |
| 三 罰 金 | 四 沒 收 |

第五條 死刑は斬首す

第六條 懲役は一年以上十五年以下とし懲役場に留置し定役に服せしむ

第七條 罰金は拾錢以上千圓以下とす

第八條 左に記載したる物件は沒收す

- 一 法令に於て禁制したる物件
- 二 犯罪の用に供したる物件
- 三 犯罪に因て得たる物件

第七卷 第一章 法

令

五十七

第九條 罰金を納付する資力なき者は五拾錢を一日に換算して懲役に服せしむ

第十條 未だ判決を経ざる數罪俱に發したる時は一の重きに從て處斷す一罪前に發し已に判決を経て餘罪後に發したる時亦同じ

第十一條 教唆者從犯未遂犯は正犯既遂犯の刑を科す

第十二條 所犯情狀原諒す可き者は酌量して本刑を減輕することを得

第二章 犯罪及び刑罰

第十三條 左に記載したる所爲ある者は死刑に處す其豫備陰謀に止る者亦同じ

- 一 内亂を起したる者
- 二 政府に抗敵する目的を以て官吏を殺害したる者
- 三 軍隊軍艦々隊軍用船舶官廳に對し黨を結ひ抗敵したる者
- 四 船舶兵器の工場船渠壘柵兵器彈藥其他戰爭の用に供すべき物件及軍事に關する道路橋梁河溝港埠森林家屋船舶水道等を毀壞し又は火を放ち之を燒燬したる者

五 電信の器械柱木を毀壞燒燬し又は條線を切斷したる者

六 演車鐵道又は其標識を毀壞燒燬したる者及び演車の往來を妨害する爲め危險なる障礙を爲したる者

七 燈臺浮標其他航海の安寧を保護する標識を毀壞燒燬したる者及び船舶の往來を妨害する爲め詐偽の標識を點示したる者

八 偽計又は威力を以て兵器彈藥其他軍用物件の運搬及郵便を妨害したる者

九 兵器彈藥金穀物件を敵に支給したる者及び軍隊軍艦々隊軍用船舶の動靜用軍品の集積所等を敵に密報し又は敵兵を誘導したる者

十 間諜を誘導助成し又は隱避せしめ若くは藏匿したる者

十一 俘虜を逃走せしめ若くは之を却奪したる者又は逃走の俘虜なることを知て之を藏匿し若くは隱避せしめたる者

十二 軍隊軍艦々隊軍用船舶の嚮導を爲すに當り詐偽の所爲ありたる者

十三 造言飛語を爲し又は喧噪呼號して軍隊軍艦

第十八條 帝國に於て通用する内外國の金銀貨及び紙幣を偽造したる者は死刑に處す其變造したる者及び白銅貨若くは銅貨を偽造したる者は二年以上五年以下の懲役及び五圓以上五百圓以下の罰金に處す

第十九條 偽造變造の情を知て其貨幣を行使したる者は二月以上四年以下の懲役及び二圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十條 官印を偽造し又は盗用したる者及び官の文書を偽造し又は變造したる者は六年以上十五年以下の懲役及び五十圓以上千圓以下の罰金に處す

第二十一條 私印を偽造し又は盗用したる者及び私書を偽造し又は變造したる者は一年以上六年以下の懲役及び五圓以上千圓以下の罰金に處す

第二十二條 官吏の職務上の訊問に對し偽證したる者又は詐偽の陳述を爲したる者は一年以上六年以下の懲役及び五圓以上五百圓以下の罰金に處す

被告人を陷害する爲め偽證し又は詐偽の陳述をなしたる者は被告人刑に處せられたるを否とを問はず其刑に反坐す反坐の刑前項の刑より輕き時は前項に依り處斷す

々隊軍用船舶其他官廳の靜肅を妨害し若くは民心を撓擾したる者

十四 毒物を井泉河流に投したる者及汚穢物を投じ若くは其他の手段を以て軍用に供する淨水を害したる者

第十四條 官吏の職務を行ふを妨害したる者は一年以上六年以下の懲役及び十圓以上千圓以下の罰金に處す因て官吏を死傷に致したる者は死刑に處す官吏の職務に對し公然又は其目前に於て侮辱したる者は一年以上二年以下の懲役及び五圓以上五百圓以下の罰金に處す

第十五條 囚徒逃走したる者は二月以上四年以下の懲役に處す囚徒を却奪し又は逃走せしめたる者は六月以上八年以上の懲役及び二十圓以上千圓以下の罰金に處す

第十六條 犯罪人又は逃走の囚徒を藏匿したる者は十五日以上一年以下の懲役又は五圓以上五百圓以下の罰金に處す

第十七條 官廳より召喚を受け故なく出頭せざる者は一圓以上百圓以下の罰金に處す

第二十三條 人を誣告したる者は亦前條第二項に同じ

第二十四條 亞片烟又は其吸食器を軍人軍屬其他渡來の帝國臣民に交付したる者は死刑に處す其情を知て房屋を給與したる者亦同じ

第二十五條 墳墓を發掘したる者及び埋葬す可き死屍を汚辱し又は毀棄したる者は二月以上四年以下の懲役及び五圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十六條 官廳の命を受け公務を行ふ者賄賂を收受したる時は一年以上四年以下の懲役及び十圓以上千圓以下の罰金に處す

第二十七條 賄賂を行使したる者は五圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十八條 人を殺したる者は死刑に處す

第二十九條 人を傷したる者は一年以上八年以下の懲役に處す因て死に致したる者は九年以上十五年以下の懲役に處す

第三十條 過失に因て人を傷したる者は二圓以上百圓以下の罰金に處す因て死に致したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第三十一條 擅に人を逮捕し又は監禁したる者は一

月以上二年以下の懲役及び五百圓以上五百圓以下の罰金に處す

第三十二條 十五歳以下の幼者を略取し又は誘拐したる者及び略取誘拐の情を知て之を收受したる者は六月以上五年以下の懲役及び五百圓以上五百圓以下の罰金に處す

第三十三條 婦女を強姦したる者は六年以上十二年以下の懲役に處す因て傷したる者は十二年以上十五年以下の懲役に處す其死に致したる者は死刑に處す

第三十四條 人の財物を窃取したる者は二月以上八年以下の懲役に處す

第三十五條 人を脅迫し又は暴行を加へて財物を強取したる者は四年以上十五年以下の懲役に處す二人以上兇器を携帯して犯したる時は死刑に處す強盗人を殺傷したる者及婦女を強姦したる者亦同し

第三十六條 遺失物又は漂流物を拾得し若くは埋藏物を掘得して隠匿し所有主に還付せず又は官署に申告せざる者は十五日以上六月以下の懲役又は三圓以上百圓以下の罰金に處す

第三十七條 人を欺罔し又は恐喝して財物若くは証

書類を騙取したる者及び受託物を費消し又は拐帶したる者は一年以上四年以下の懲役及び拾圓以上千圓以下の罰金に處す

第三十八條 贓物なる事を知て之を受け又は寄藏故買し若くは牙保を爲したる者は十五日以上三年以上の懲役及び五百圓以上五百圓以下の罰金に處す

第三十九條 火を放て家屋其他の建造物若くは船舶を燒燬したる者は死刑に處す

第四十條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎又は山林の竹木田野の穀麥若くは露積したる柴草竹木其他の物件を燒燬したる者は六年以上十五年以下の懲役に處す

第四十一條 人の家屋其他の建造物又は船舶を毀壞したる者は一年以上五年以下の懲役及び五百圓以上五百圓以下の罰金に處す

第四十二條 人の權利義務に關する證書類を毀棄したる者は二月以上四年以下の懲役及び五百圓以上五百圓以下の罰金に處す

第四十三條 人の牛馬を殺したる者及び器物を毀棄したる者は十五日以上六月以下の懲役及び五圓以上五百圓以下の罰金に處す (以下次號)

警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字

内務省警保局長 小野田元熙君序文

司法次官清浦奎吾君序文

帝國大學法科大學長 穗積陳重君序文

神奈川縣知事 中野健明君序文

教授法學博士 都筑馨六君序文

靜岡縣知事 小松原英太郎君序文

參事官文學士 久米金彌君序文

神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

内務省參事官文學士 久米金彌君序文

監獄學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司法次官清浦奎吾君序文 内務省儲獄務顧問 故フラン、ゼー、パツハ君序文

東京集治監典獄 石澤謹吾君序文 内務書記官文學士 久米金彌君序文

前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川盛三郎君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原英太郎君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文
內務參事官並法制局參事官文學士都筑馨六君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字
宮城縣典獄山崎義德君序文
前宮城集治監典獄入木秀太郎君序文
宮城集治監教誨師藤吉習教君著

監內揭示條目辯解

全

● 教誨叢書第四十七輯目錄

明治廿九年一月分
郵税共四錢五厘

教

誨

瓦全

歡樂

立ち向ふ人の心を鏡なれ

記

山崎闇齋

神道

勸

話

死て其光を放てよ

人の子

水戸義公の掟

蘇峯先生の漫興漫筆

夫人にも斯かる人あり

蒔かぬ種は生へぬ

勝伯爵の談話

道のあかし

泥中の蓮

一冊の古本

清

露

原

胤

昭

在米

留岡

幸助

西京

牧野

虎次

東京

戸川

安宅

岡山

渡邊

望岳

天福堂主人

百合園宗匠評

● 會 告

● 本會雜誌代金取總主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○ 本誌定價並廣告料

● 監獄雜誌

壹部定價

前金六錢 (全國無遞送料)

上)

● 全署內五名以上購讀ノ向ハ

壹部

前金五錢五厘(全)

● 一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ

前金五錢五厘(全)

● 又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取

前金五錢五厘(全)

● 廣告料 一行一回分 金十錢

○ 雜 則

● 監獄雜誌ヲ注文セラル、片ハ住所姓名(官衙ニ在職セラル、者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

● 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取總主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本ヲ代金申受ケテ可シ

● 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

● 雜誌代金ヲ送付セラル、片ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

● 通運便ニ付セラル、片ハ其持込賃ヲ添ヘ郵分ヲ以テ代用セラル、片ハ五厘切手一増割タルヘシ

● 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

● 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

出版主任

磯村

貞

明治二十九年一月三十日發行

發行人兼編輯人

磯村

貞

(明治二十七年二月廿六日逕信省認可)

印刷所

海沼

太

支會

警察

學

支會

印刷所

海沼

太

支會

支會 東京市四ツ谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會支會 印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明教社